

病院・診療所向け

オンライン資格確認等システム 運用マニュアル

■ 令和6年10月1日 3.10版

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

公益社団法人 国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

改訂履歴

日付	版数	改訂内容
令和2年7月31日	β版	-
令和2年11月30日	初版	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・対象者別（病院・診療所、薬局）に「運用マニュアル」を作成
令和3年1月21日	1.01版	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章に「本書の改訂について」を追加 ・マイナンバーカードでの本人確認手順の記載において、「暗証番号」の用語定義内容を変更 ・関連文書の名称変更に伴い、本文中の当該文書名を変更 ・関連文書の新規追加に伴い、本書の位置付け全般を更新 ・第6章④「電話」にお問い合わせ先電話番号を追加し、営業時間を更新
令和3年3月4日	1.10版	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・第2章A(7)「患者情報の取り込み」に「レセプトコンピュータ用端末の操作」をコラムとして追加
令和3年7月2日	1.20版	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章に「資格確認結果の取扱い・留意事項」を追加 ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新
令和3年8月25日	1.30版	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認端末で医療情報を閲覧できる仕組みの実現に伴う修正 ・第2章「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（初回登録）が未実施の場合」に留意事項を追加 ・第2章「病院・診療所が受領する電子レセプトに関する連絡内容」に記載の注釈の軽微な修正
令和3年10月27日	1.40版	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章④厚生労働省HPに保険者別の特定健診情報・後期高齢者健診情報のデータ登録状況が掲載されたことに伴う内容の修正 ・第3章（2）同上
令和3年12月20日	1.50版	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章（2）②照合番号（B）がロックされた際の対応について、内容を追記 ・第5章の質問と回答について、内容を追記
令和4年3月31日	1.60版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章「概要」文中のマニュアル名称を修正
令和4年6月30日	1.70版	<ul style="list-style-type: none"> ・診療情報を閲覧する機能の追加に伴う内容の更新
令和4年8月31日	1.80版	<ul style="list-style-type: none"> ・電子処方箋管理サービスの運用を追記（電子処方箋管理サービス運用マニュアルβ版）
令和4年11月25日	1.90版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和4年12月22日	2.00版	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章に「重複投薬等チェックの結果の主な表示項目」を追加 ・第3章に「注意事項 処方箋情報登録時の枝番の取扱いについて」を追加 ・第5章の質問と回答について、内容を追記・修正
令和5年1月25日	2.10版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章に「その他 よくある質問」を追加し、セキュリティインシデントの発生が疑われる場合の対応等について追記。
令和5年3月8日	2.20版	<ul style="list-style-type: none"> ・顔認証付きカードリーダーの画面追加（手術情報）に伴う内容の追記
令和5年4月18日	2.30版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和5年6月2日	2.40版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和5年8月25日	2.50版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和5年11月14日	2.60版	<ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助対応に伴う内容の更新 ・「本書の位置づけ」を最新情報に更新 ・第1章の「運営からのお知らせについて」を更新 ・第2章、第3章の軽微な修正

令和 5 年 11 月 30 日	2.70 版	<ul style="list-style-type: none"> ・顔認証マイナンバーカードの運用について、内容を追記 ・マイナ在宅受付 Web（テスト運用）に伴う内容の更新 ・リフィル処方箋、口頭同意、マイナンバーカード署名に関する機能の追加に伴う内容の更新 ・第 5 章の質問と回答について、内容を修正 ・「モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト」の追加
令和 5 年 12 月 25 日	2.80 版	<ul style="list-style-type: none"> ・「本書の位置づけ」のドキュメントの掲載場所に関する表を修正 ・訪問診療等・オンライン診療等、電子処方箋の内容に係る第 2 章、第 3 章の軽微な修正 ・40 歳未満の事業者健診及び第 4 期特定健診の運用開始に伴う内容の更新
令和 6 年 2 月 13 日	2.90 版	<ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の電子処方箋対応に伴う内容の更新 ・医療扶助対応に係る軽微な修正
令和 6 年 4 月 1 日	3.00 版	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ在宅受付 Web、マイナポータル仕様変更による更新 ・マイナ在宅受付 Web の電子処方箋対応に伴う内容の追記 ・第 2 章の「医療扶助において患者が来院した後に実施する資格確認」を更新 ・第 5 章の質問と回答について、内容を修正 ・ポータルサイト移行によるお問い合わせ先の更新 ・医療扶助、訪問診療等・往診、オンライン診療等におけるオンライン資格確認等システムの本格運用開始に伴う更新
令和 6 年 9 月 9 日	3.01 版	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 章「資格確認結果の取扱い・留意事項」について、内容を追記 ・第 5 章の回答について、内容を追記
令和 6 年 10 月 1 日	3.10 版	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療等・往診におけるマイナ資格確認アプリの利用開始に伴う内容の更新 ・医療機関等の通常の窓口とは異なる動線におけるマイナ在宅受付 Web 利用開始に伴う内容の更新 ・顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善（限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略・薬剤情報等の提供同意の包括同意）に伴う内容の更新 ・第 4 章の軽微な修正

目次

本書の位置付け	5
第1章 はじめに	9
第2章 オンライン資格確認	14
第3章 処方箋の発行・調剤結果の取得 (電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け)	97
第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧	108
第5章 困った時には	113
第6章 お問い合わせ	138
モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト	140

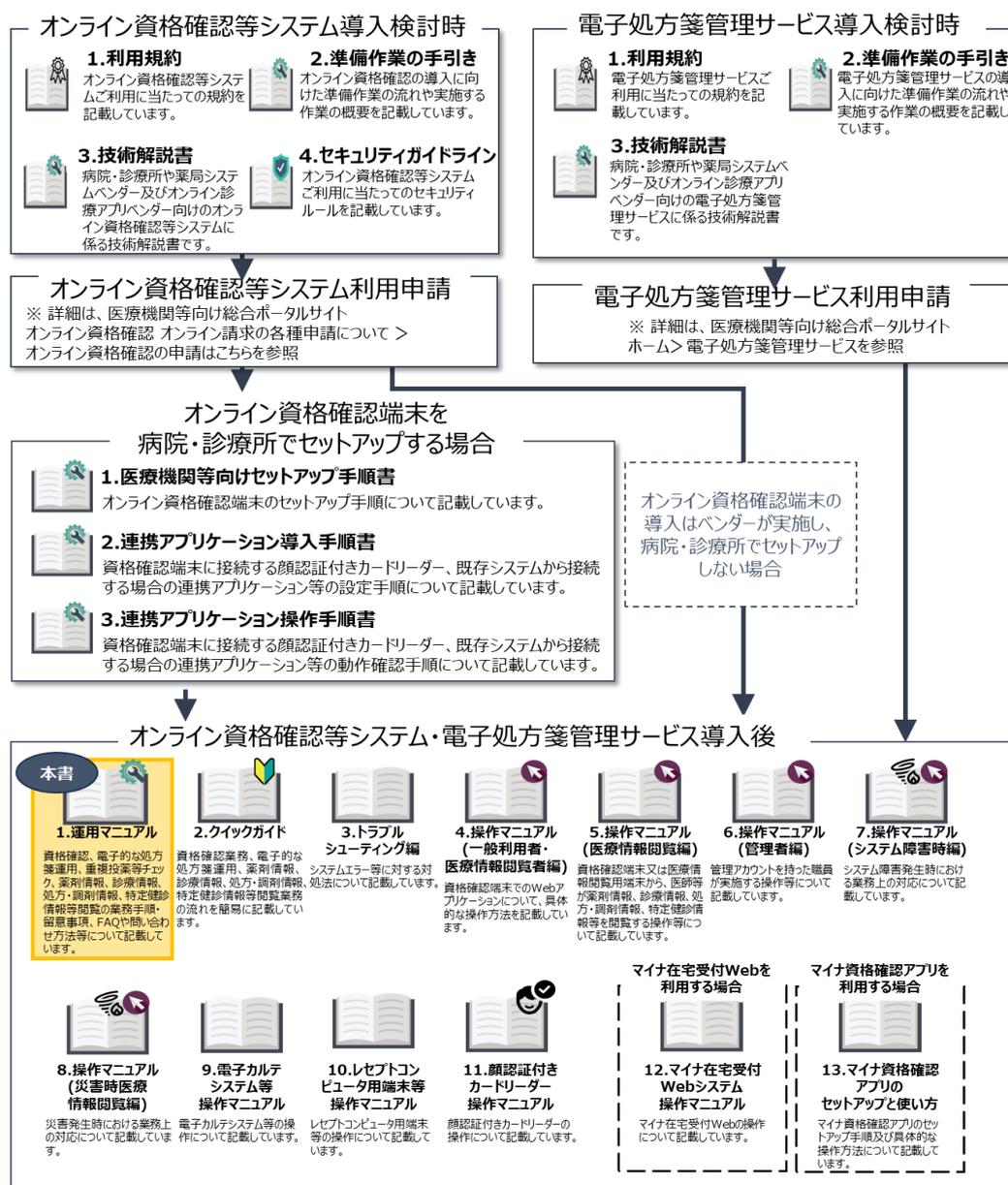
【別紙】参考資料

本書の位置付け

本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスを導入した病院・診療所の受付担当者や医師・歯科医師（以下「医師等」という。）向けに、業務の流れや留意事項等を記載しています。

具体的なシステム操作方法について知りたい場合は「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」、「操作マニュアル（医療情報閲覧編）」、「顔認証付きカードリーダー操作マニュアル」や「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル」、「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」、災害時の対応について知りたい場合は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご確認いただくなど、必要に応じて各ドキュメントをご参照ください。

下図に示すドキュメントの掲載場所については次頁の表をご参照ください。



前頁の図で示しているドキュメントの掲載名と正式ドキュメント名の関係は以下の表を参照してください。掲載場所/ドキュメントリンクをクリックすると、対象のドキュメントに遷移します。

○オンライン資格確認等システム導入検討時

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト （【オン資】利用開始・変更申請）
	オンライン資格確認等システム利用規約	
2-1	準備作業の手引き	医療機関等向け総合ポータルサイト （【オン資】はじめに）
	オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き	
2-2	準備作業の手引き	
	ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き	
3	技術解説書	ドキュメントリンク
	オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	
4	セキュリティガイドライン	医療機関等向け総合ポータルサイト （「手順書・マニュアル」の一覧）
	オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン	

○電子処方箋管理サービス導入検討時

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト 電子処方箋の利用申請のページ
	電子処方箋管理サービス利用規約	
2	準備作業の手引き	
	電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き	
3	技術解説書	ドキュメントリンク
	電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	

○オンライン資格確認端末を病院・診療所でセットアップする場合

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	医療機関等向けセットアップ手順書	医療機関等向け総合ポータルサイト (「 手順書・マニュアル 」の一覧)
	医療機関等向けセットアップ手順書(資格確認端末編)	
2	連携アプリケーション導入手順書	
	連携アプリケーション導入手順書	
3	連携アプリケーション操作手順書	
	連携アプリケーション操作手順書	

○オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービス導入後

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	運用マニュアル(本書)	医療機関等向け総合ポータルサイト (「 手順書・マニュアル 」の一覧)
	病院・診療所向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル	
2-1	クイックガイド	
	病院・診療所向け オンライン資格確認クイックガイド	
2-2	クイックガイド	
	病院・診療所向け オンライン資格確認・電子処方箋クイックガイド	
3-1	トラブルシューティング編	
	トラブルシューティング編	
3-2	トラブルシューティング編	
	マイナ資格確認アプリのトラブルシューティング編	
4	操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)	
5	操作マニュアル(医療情報閲覧編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(医療情報閲覧編)	
6	操作マニュアル(管理者編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(管理者編)	
7	操作マニュアル(システム障害時編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(システム障害時編)	
8	操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)	
9	電子カルテシステム等操作マニュアル (担当ベンダにご確認ください。)	—
	レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル (担当ベンダにご確認ください。)	—
11	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル (担当ベンダにご確認ください。)	—

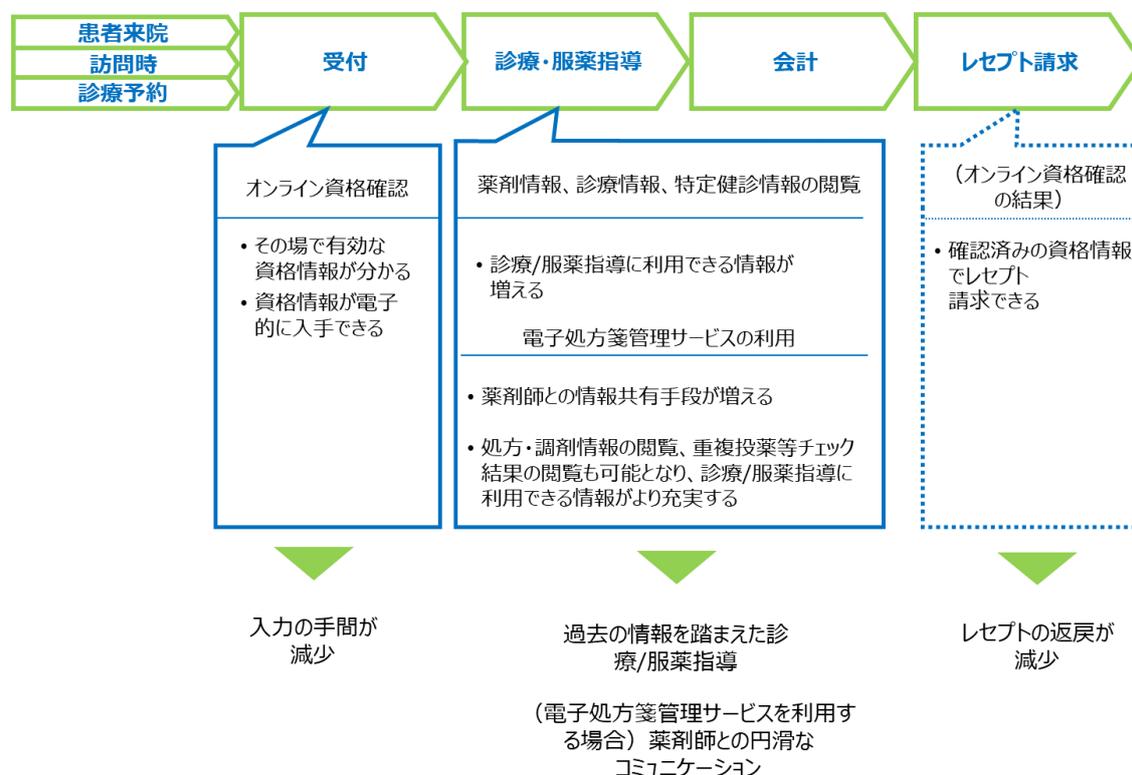
No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク	
	正式ドキュメント名		
マイナ在宅受付 Web を利用する場合(12-1,12-2)			
12-1	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)	
	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(訪問診療等編)		
12-2	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル		
	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(オンライン診療等編)		
マイナ資格確認アプリを利用する場合(13-1,13-2,13-3)			
13-1	マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方		医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)
	マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_Android 編		
13-2	マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方		
	マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_iOS 編		
13-3	マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方		
	マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_Windows 編		

第1章 はじめに

オンライン資格確認・電子処方箋導入のメリット

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスを導入することで、主に以下のとおり業務が変わります。

なお、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスは24時間365日いつでも利用可能です。



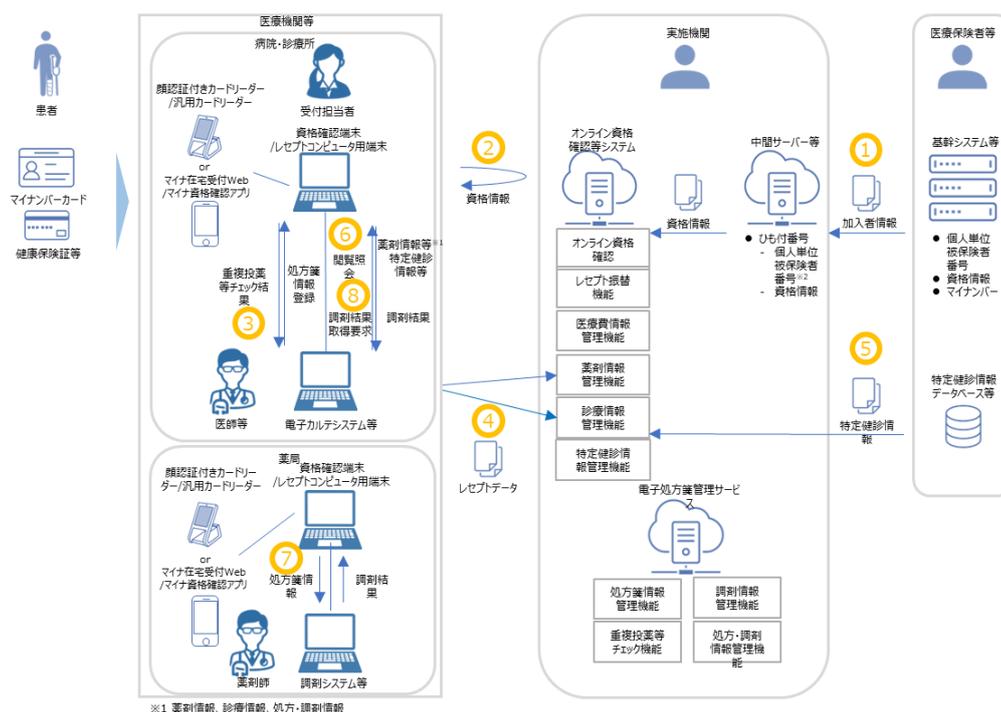
受付においては、受付担当者がオンライン資格確認を行えるようになります。オンライン資格確認とは、患者の有効な公的医療保険や生活保護（医療扶助）の資格をその場で電子的に確認できる仕組みであり、資格情報入力の手間を削減します。また、オンラインで有効な資格情報を確認した上でレセプト請求が可能になることから、レセプト返戻の削減が期待されます（レセプト振替機能については公費負担及び高額療養費該当等以外の電子レセプトが対象です。）。

診療/服薬指導においては、診察室等で薬剤情報、手術情報を含む診療情報（以下「診療情報」という。）、特定健診情報を閲覧できるようになるため、過去のこれらの情報を踏まえた診療/服薬指導が可能になります。

さらに、電子処方箋管理サービスを導入することで、重複投薬・併用禁忌のチェック（以下当

機能を「重複投薬等チェック」という。)を行うことができ、重複投薬・併用禁忌の薬剤の処方の防止が可能となります。診療/服薬指導時には、処方・調剤情報を閲覧することができるようになるため、処方・調剤情報を踏まえた診療/服薬指導が可能になります。処方・調剤情報は、レセプト由来の薬剤情報と異なり、医師等、薬剤師が電子処方箋管理サービスに登録した処方情報、調剤した薬剤の情報を基にしており、登録の都度データとして反映されるため、より最新の情報に基づいた診療/服薬指導が可能です。また、電子的な処方箋の運用により、薬剤師との情報共有が効果的に行えます。

オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービスの全体像



① 資格情報の登録

医療保険者等は個人単位の加入者情報（資格情報を含む）を中間サーバー等に登録します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されます。

② 資格情報の照会

病院・診療所は、医療保険者等が登録した資格情報を照会します。マイナンバーカードによる資格確認の際には、カードのICチップに格納された利用者証明用電子証明書^{※1}を利用します。
^{※1} マイナンバーカードのICチップに格納された、「利用者本人であることを証明する電子証明書です。有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。

③ 重複投薬等チェック結果の確認・処方箋情報の登録

医師等は、処方箋の登録前に重複投薬等チェック結果を確認します。患者が同意した場合は、関連する過去の処方・調剤情報も閲覧できます。チェック結果を確認の上、電子処方箋管理サービスに患者の処方箋情報を登録します。

④薬剤情報、診療情報の抽出

オンライン資格確認等システムでは、毎月 5～10 日までに受け付けたレセプトから薬剤情報・診療情報が一括して 11 日の朝までに抽出されます。11～12 日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。

⑤特定健診情報の登録

医療保険者等は、個人単位被保険者番号^{※2}を含む特定健診情報を登録します。健診受診年度の翌年度 11 月 1 日までに全保険者が法定報告を実施し、報告された特定健診情報がオンライン資格確認等システムに登録されます。法定報告が行われるまでに、保険者によっては実施された特定健診の情報が順次登録される場合もあるため、個人ごとに特定健診情報の表示時期が異なる場合もあります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

40 歳未満の事業者健診の場合は、医療保険者等によって健診情報がオンライン資格確認等システムに随時登録されます。

生活保護受給者に対して実施された健診の場合は、福祉事務所等によって健診情報がオンライン資格確認等システムに随時登録されます。

※2 被保険者証記号・番号（世帯単位）に 2 桁の被保険者証枝番がついた番号で、医療扶助においては、受給者番号がこれに相当します。

⑥薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧

患者が来院時、訪問診療等時、往診時、オンライン診療等時において受付時及び入院中に同意した場合、診察室等の電子カルテシステム等の端末やセキュリティ基準を満たした閲覧用端末及び資格確認端末から薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報を閲覧できます^{※3}。

※3 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「オンライン資格確認等システム利用規約」第 25 条、第 26 条、「電子処方箋管理サービス利用規約」第 24 条、第 25 条を参照してください。

⑦処方箋の取得・調剤結果の登録

薬剤師は、電子処方箋管理サービスから患者の処方箋情報を取得し、調剤を行い、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録します。

⑧調剤結果の取得

医師等は、電子処方箋管理サービスに登録された自医療機関の調剤結果を取得し、調剤結果及び薬剤師からの伝達事項を確認します。

運営からのお知らせについて

オンライン資格確認等システムの運営に関わるお知らせについては、①ポータルサイトへのお知らせの掲載、②ポータルサイトのアカウント取得時に登録したメールアドレス宛にお知らせの送信、③オンライン資格確認端末の Web ブラウザへの表示の3つの方法で実施しております。また、マイナ資格確認アプリを使用している場合は④マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップからお知らせを確認することができます。それぞれの掲載内容、方法について以下に記載しておりますので、ご参照の上、日々お知らせをご確認ください。

災害時や緊急時のお知らせは、ポータルサイトのほか、メールにてお知らせいたしますので併せてご確認ください。

① ポータルサイトへのお知らせの掲載

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスの運営に関わるお知らせは医療機関等向け総合ポータルサイト[※]に掲載されます。

二次元コード



※ 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL: <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

② ポータルサイトのアカウント取得時に登録いただいたメールアドレスへのお知らせ送信

「災害時医療情報閲覧」機能の利用開始案内や各種申請結果等は、医療機関等向け総合ポータルサイトへのアカウント取得時にご登録いただいたメールアドレス宛に送信されます。

③ オンライン資格確認端末の Web ブラウザへの表示

各病院・診療所のお知らせは、資格確認端末にてオンライン資格確認等システムのログイン時にポップアップにて表示されます。

④ マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップ

日々のお知らせに加え、障害時のお知らせはマイナ資格確認アプリのログイン時にポップアップにて表示されます。ポップアップに表示されているリンクをクリックすると、ポータルサイトのお知らせページに遷移します。

本書の改訂について

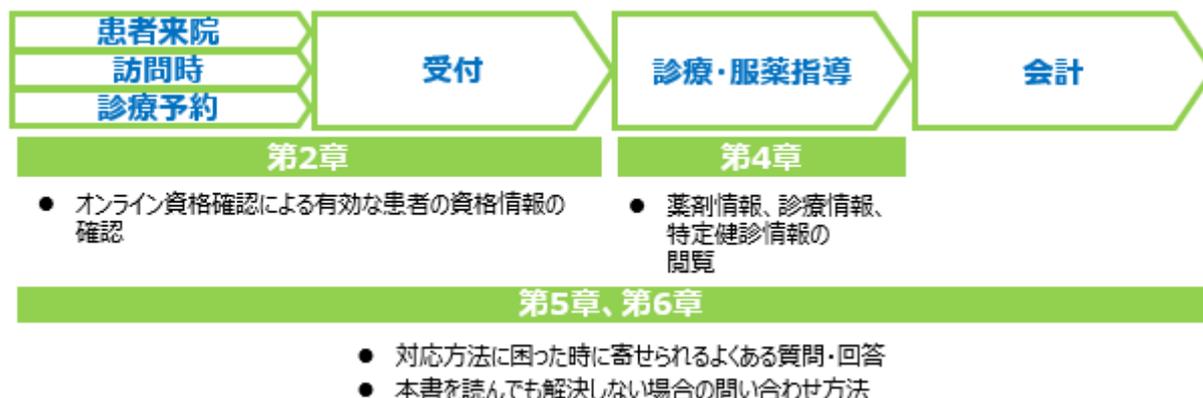
本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービスを導入した病院・診療所において、業務理解のためにご利用いただくことを想定し作成しています。内容に変更があった場合は、適宜改訂を行う予定です。

本書の閲覧対象箇所について

オンライン資格確認等システムのみを利用する病院・診療所、同システムに加えて電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所では、本書の閲覧対象箇所が異なります。

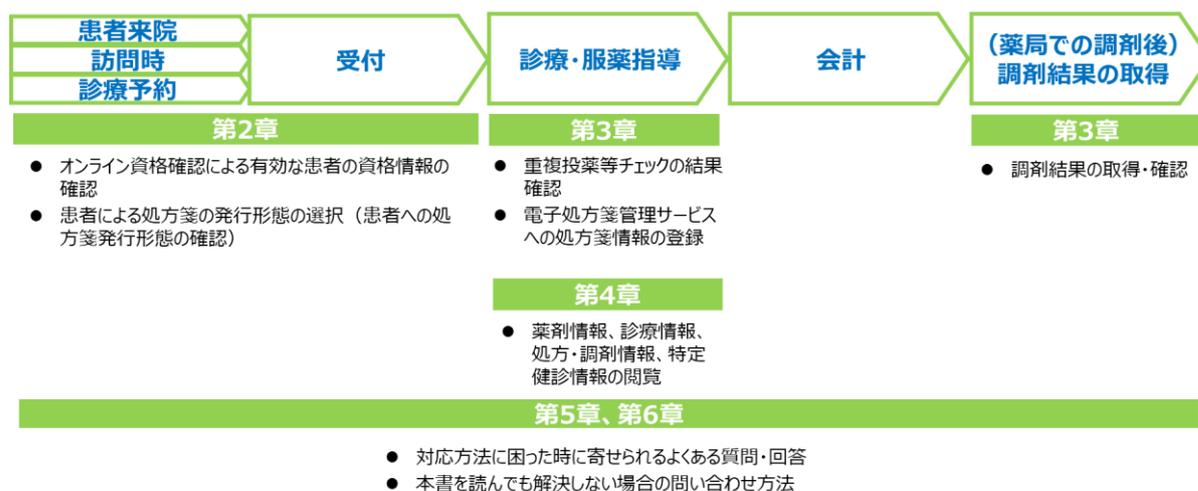
- オンライン資格確認等システムのみを利用する病院・診療所

閲覧対象：第3章以外の全て



- オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所

閲覧対象：本書全て



第2章 オンライン資格確認

概要

オンライン資格確認等システムでの資格確認には、「医療機関等の通常の窓口における資格確認（マイナンバーカード、又は健康保険証等）」、「医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認（マイナンバーカード）」、「訪問診療等・往診時の資格確認（マイナンバーカード）」、「継続的な診療等が行われている場合の2回目以降の訪問診療等前に行う資格確認（再照会）」、「オンライン診療等時の資格確認（マイナンバーカード）」があります。

○業態一覧

オンライン資格確認	医療機関等の通常の窓口 (顔認証付きカードリーダーが設置できる場合)		医療機関等の通常の窓口は P.15~
	医療機関等の通常の窓口とは異なる 動線の場合※ (施設内)		医療機関等の通常の窓口とは 異なる動線の時は P.44~
	訪問診療等・往診		訪問診療等・往診は P.52~
	オンライン診療等		オンライン診療等は P.73~
	共通	・資格確認結果の取り扱い・留意事項 ・電子レセプトに関する連絡内容	

※入院中の病室や発熱、風邪症状のある患者に対して、医療機関における通常の窓口とは異なる動線における資格確認になります。医療機関ごとの状況に合わせてご参照ください。

また、オンライン資格確認等システムでは、運用上の機能として、「患者が受診する前に実施する個人単位被保険者番号による資格確認（一括照会）」、「医療扶助において患者が来院した後に実施する資格確認（一括照会）」があります。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第5章 困った時には」をご確認ください。

医療機関等の通常の窓口における資格確認

高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証を提示された場合でも資格確認を行ってください。なお、オンライン資格確認を実施した場合には、これらの証の提示が不要になります。また、患者が来院時に持参する物によって、対応手順が異なります。



A 患者がマイナンバーカードを持参した場合



※ 電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ

B 患者が健康保険証等を持参した場合



※ 電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ

A



患者がマイナンバーカードを持参した場合

※ 顔認証付きカードリーダーを用いて資格確認を行う場合の手順・画面例です。

汎用カードリーダーを用いる場合や資格確認端末で資格確認を行う場合は操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）を参照してください。

（１）来院



患者が来院し、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。



ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人がカードリーダーに置くようにしてください。職員はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

（２）本人確認



顔認証付きカードリーダーによる無人運転モードでの顔認証、暗証番号認証によって、マイナンバーカードが患者本人のものであることを確認します※。

- ※ 資格確認端末から設定することで、モードを固定することも可能です。
- ※ 顔認証、暗証番号認証ができない場合、職員在席時のみ目視確認も可能です。



顔認証の手順

本人確認の方法を選んでください。

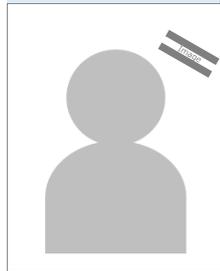
顔認証を行う

暗証番号入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

顔を枠内に入れてください。



【照合番号 (B) 該当箇所】
照合番号 (B) とは、券面の生年月日、有効期限、セキュリティコードを組み合わせた文字列です。

① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「顔認証を行う」を選択します。

② 患者は自身の顔を顔認証付きカードリーダー画面の枠内に映し、顔認証を実施します[※]。

※ 顔認証では券面の照合番号 (B) を活用します。券面がかすれているなどの理由で照合番号 (B) の読み取りに失敗することがあります。照合番号 (B) の読み取りに連続で失敗すると、照合番号 (B) がロックされます。ロックされた場合は暗証番号認証又は目視確認に移行してください。

なお、ロックを解除するには住民票がある市区町村の窓口での券面事項確認アプリケーションの解除手続等が必要となります。

詳しくは下記のリンクをご参照いただき、「別紙 1 医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかったマイナンバーカードに対するご対応について」を印刷し、市区町村窓口で印刷物を提示することで解除手続等がスムーズに行えることを患者にお伝えください。

「マイナンバーカードの照合番号 (B) ロックとなった方への医療機関等受付窓口でのご対応について」

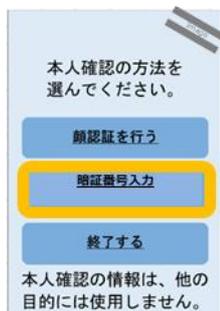
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sparm_article=KB0010902

 **ポイント 顔認証に失敗するケース**

顔認証ではマイナンバーカードの IC チップに格納された顔写真と撮影した顔写真を照合するため、患者が子ども等で顔に変化がある場合や、マスクをしている場合には顔認証に失敗することがあります。顔認証に失敗した場合は、暗証番号認証又は目視確認に移行してください。なお、顔写真の照合が不一致であっても 4 桁の暗証番号がロックとなることはありません。



暗証番号認証の手順



- ① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「暗証番号入力」を選択します。



- ② 患者は暗証番号を入力します。

暗証番号とは

マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。



ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児または成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、顔認証または職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。



ポイント 暗証番号がロックされたら

暗証番号の入力を連続で 3 回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

△注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合

顔認証マイナンバーカードは、暗証番号認証を行うことができないため、顔認証又は目視確認による認証を行うよう患者にご案内ください。

※顔認証マイナンバーカードの場合の運用は、「患者が顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）を持参した場合」をご確認ください。



目視確認の手順

※ 顔認証・暗証番号認証ができない場合



- ① 患者を資格確認端末がある窓口へ案内します。

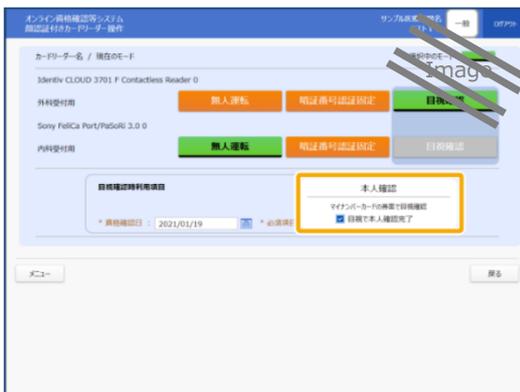


- ② 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下します。



- ③ 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えます。

※ 職員の目視による本人確認が終了したら、目視確認モードを無人運転（又は暗証番号認証固定）に切り替えてください。



- ④ 顔写真を目視で確認し本人確認を行います※。

患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れます。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。



- ⑤ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。

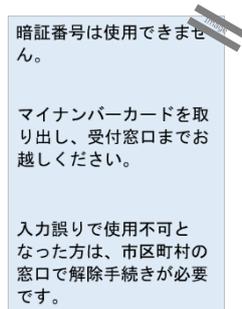
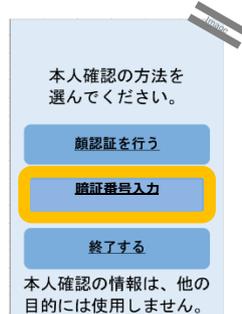
 **ポイント 目視確認の留意事項**

目視確認は、本人確認作業を病院・診療所職員の判断で行うため、第三者の利用を防止する上でも本人確認に相違がないようお願いします。

患者が顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）を持参した場合



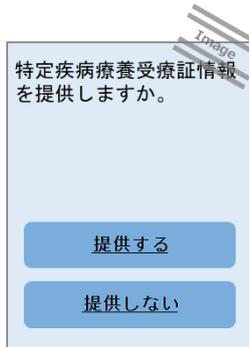
【顔認証マイナンバーカードの場合】
「顔認証」と記載されています。



マイナンバーカードの追記欄に「顔認証」と記載されている場合は顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）であるため、顔認証又は目視確認による認証を行ってください。

顔認証マイナンバーカードを持参した患者が顔認証付きカードリーダーの画面から「暗証番号入力」を選択した場合、左図のような画面が表示され、暗証番号認証はできません。

(3) 高額療養費制度活用



患者が高額療養費制度を利用している場合、左のような画面が表示されます。制度の活用を患者が希望する場合、高額療養費制度の特定疾病療養受療証情報[※]について取得できます。

※ 特定疾病療養受療証情報を使用する病院・診療所の場合のみ、特定疾病療養受療証の情報を提供します。

(4) 同意の確認



一括同意/個別同意の選択

医師等が患者の診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報及び特定健診情報を閲覧することについて患者から同意を取得します。

患者は、各情報の同意の確認方法について一括同意か個別同意※を選択します。

【一括同意を選択する場合】

患者は、過去の診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報及び特定健診情報といった医療情報等の提供にまとめて同意することができます。

【個別同意を選択する場合】

患者は、情報ごとにそれぞれ同意を行います。

※個別同意を選択する場合、閲覧する情報ごとに、それぞれ同意を取得します。

【診療情報、薬剤情報】

- 診療情報と薬剤情報は、「診療・お薬情報」として一括して同意を取得します。
- 診療情報の閲覧に対応していない病院・診療所の場合は、「お薬情報」として薬剤情報のみに対して同意を取得します。

【処方・調剤情報】

- 処方・調剤情報の閲覧同意は、「お薬情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。
- なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

患者が個別同意を希望する場合

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
診療・お薬情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報
お薬情報	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報
健診情報	✓ 特定健診情報

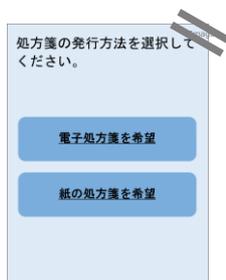
※ 病院・診療所における利用サービスや閲覧情報の設定によって表示画面は異なります。


ポイント 書面を用いた同意取得

顔認証付きカードリーダーを用いずに同意を取得したい場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている例を参考に書面等を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得してください。


ポイント 閲覧可能時間

同意情報登録後の 24 時間に限り、オンライン資格確認等システムにて診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報及び特定健診情報の閲覧が可能です。

(5) 処方箋の発行形態の確認**(電子処方箋管理サービス対応の場合)**

患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します※。

※ 左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面で設定を行ってください。顔認証付きカードリーダーで処方箋の発行形態を選択せず、診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録しても問題ありません。その場合、顔認証付きカードリーダーに本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マ

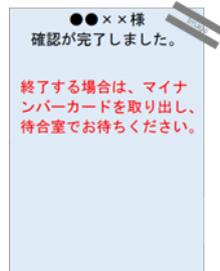
マニュアル（管理者編）を確認してください。



ポイント 処方箋の発行形態の変更

患者が医師等とコミュニケーション等の中で、発行形態の変更を希望した場合は、医師等が電子カルテ上で発行形態を変更できます。

（6）資格確認



オンライン資格確認で最新の資格情報を確認します※。

- ※ 交付年月日が同一の資格が複数存在する場合は、
 - ・有効開始日が直近のもの
 - ・保険制度の市町村国保以外のもの
 - ・有効終了日が遠いもの
 を条件に資格を自動的に特定します。
- ※ 医療扶助の場合は、
 - ・資格取得年月日が直近のもの
 - ・資格喪失年月日が遠いもの
 を条件に資格を自動的に特定します。

オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例※

- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号・枝番
- 被保険者証有効開始年月日
- 被保険者証有効終了年月日

※ 全項目については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格確認結果の取扱い・留意事項」をご参照ください。



ポイント 電子証明書の有効期限切れ／有効な資格が存在しないケース

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が過ぎており、資格確認ができない場合は現行の健康保険証が利用できる場合は健康保険証で資格確認を行ってください。

- ※1 資格確認書が発行された場合は資格確認書を、またはマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。
- ※2 医療扶助において、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が過ぎており、資格確認ができない場合は、以下の対応を行ってください。
 - ・ 患者が紙の医療券を所持している場合は、医療券に記載された公費負担者番号・受給者番号でオンライン資格確認を実施します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されていない場合は、患者の所持する医療券に記載された資格情報等を確認し、会計してください。
 - ・ 患者が紙の医療券を所持していない場合は、現行の運用に基づき、患者の属する福祉事務所へ照会してください。

マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	✓ 転職等で月末に資格を喪失しているが、転職先の保険者でデータ登録が間に合っていないケース
該当する資格がないと表示される	✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース
有効（未登録）と表示される	✓ オンライン資格確認等システムに資格情報が登録されている生活保護受給者が、福祉事務所から未委託の状態（医療券未発行）で医療機関を受診したケース

資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧※

No.	資格証類	オンライン資格確認 (可能:○、不可:×)
1	健康保険被保険者証/共済組合組合員証/私立学校教職員共済加入者証/船員保険被保険者証/共済組合船員組合員証	○
2	国民健康保険被保険者証	○
3	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証/高齢受給者証	○
4	後期高齢者医療被保険者証	○
5	退職被保険者証	○
6	短期被保険者証	○
7	子ども短期被保険者証	○
8	修学中の被保険者の特例による被保険証（マル学保険証）	○
9	住所地特例制度による被保険者証	○
10	被保険者資格証明書	○
11	限度額適用認定証	○
12	限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	○
13	特定疾病療養受療証	○
14	自衛官診療証、自衛官限度額適用認定証、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証、自衛官特定疾病療養受療証	×
15	被保険者受給資格者票	×
16	特別療養費受給票	×
17	船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	×
18	船員保険継続療養受領証明書/船員組合員継続療養受療証明書	×
19	一部負担金等減免（免除・徴収猶予）証明書	×
20	公費負担・地域単独事業の受給証	×
21	生活保護受給者に交付される医療券等	○

※ 順次対象範囲を拡大していく予定です。

電子処方箋の対象医療保険者等

No.	対象となる医療保険者等
1	全国健康保険協会
2	健康保険組合
3	国民健康保険組合
4	後期高齢者医療広域連合
5	国家公務員共済組合
6	地方公務員共済組合
7	日本私立学校振興・共済事業団
8	市町村国民健康保険
9	福祉事務所（生活保護）

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が必要です。継続しますか。（少しお時間いただきます。）

継続する

終了する

マイナポータルシステムを利用して、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込みをします。

利用規約・・・

同意して次に進む

終了する

① 「継続する」を選択します。

② マイナポータルシステムを利用した、マイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

健康保険証利用の申込み（利用登録）に成功した場合

マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了しました。

資格情報を取得する

システム処理に25秒以上掛かった場合

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を受け付けました。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

③ マイナンバーカードの健康保険証利用を登録します※。

※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として15秒前後要します（令和3年2月15日時点）。また、システム処理に25秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分経ってからもう一度マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置き、利用できるかご確認ください。

※ ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけないため、健康保険証等を用いて資格確認を実施してください。

- ・ 毎日午前3時から午前6時はご利用いただけません。
- ・ メンテナンスの予定は医療機関等向け総合ポータルサイト等をご確認ください。

(7) 患者情報の取り込み



シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認	
氏名	厚男 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・枝番	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日		

自動的に取り込まれる患者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末で確認します。

※ レセプトコンピュータ用端末への資格情報の取り込み方法はレセプトコンピュータ用端末の仕様により異なる可能性があります。

コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作

患者情報をレセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順を示します。なお、レセプトコンピュータ用端末によって手順や画面に差異がある場合があります。詳細な操作手順は、「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」を参照してください。

資格確認結果一覧						
資格確認日	2021/02/01					
資格確認日	照会区分	資格有効性	資格失効理由	番号ID	カナ氏名	漢字氏名
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000001	シカク ジロウ	資格 一郎
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000002	シカク ジロウ	資格 二郎
2021/02/01	被保険者証	有効		00000003	シカク ジロウ	資格 二郎
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000004	シカク ジロウ	資格 太郎
2021/02/01	被保険者証	無効	死亡	00000005	シカク ジロウ	資格 四郎
2021/02/01	被保険者証	有効		00000006	シカク ジロウ	資格 五郎
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000007	シカク ハナコ	資格 花子

① 資格確認済みの患者のリストから、レセプトコンピュータ用端末に資格情報を取り込む患者を選択します。

資格情報		
項目	取り込み内容	
<input type="checkbox"/>	カナ氏名	シカク ジロウ
<input type="checkbox"/>	漢字氏名	資格 二郎
<input type="checkbox"/>	性別	男
<input type="checkbox"/>	生年月日	平成元年1月1日
<input type="checkbox"/>	郵便番号	243-0007
<input type="checkbox"/>	住所	神奈川県厚木市厚木Xxx
<input type="checkbox"/>	保険者番号	06012345
<input type="checkbox"/>	被保険者記号	01
<input type="checkbox"/>	被保険者番号	001
<input type="checkbox"/>	被保険者枝番	01
<input type="checkbox"/>	有効開始年月日	2021/01/01
<input type="checkbox"/>	資格取得日	2021/01/01

限度額情報		
区分	開始日	終了日

② 初回の来院の場合、オンライン資格確認により取得した資格情報が表示されます。

資格情報			
項目	変更前	変更後	
<input type="checkbox"/>	カナ氏名	シカク ジロウ	
<input type="checkbox"/>	漢字氏名	資格 二郎	
<input type="checkbox"/>	性別	男	
<input type="checkbox"/>	生年月日	平成元年1月1日	
<input checked="" type="checkbox"/>	郵便番号	243-0007	146-0082
<input checked="" type="checkbox"/>	住所	神奈川県厚木市厚木Xxx	東京都大田区池上Xxx
<input type="checkbox"/>	保険者番号	06012345	
<input type="checkbox"/>	被保険者記号	01	
<input type="checkbox"/>	被保険者番号	001	
<input type="checkbox"/>	被保険者枝番	01	
<input type="checkbox"/>	有効開始年月日	2021/01/01	
<input type="checkbox"/>	資格取得日	2021/01/01	

③ 2回目以降の来院の場合、オンライン資格確認により取得した資格情報と、レセプトコンピュータ用端末に登録済みの資格情報が表示されます。情報に差異がある項目がハイライトされます。

患者ID	00000002	性別	男
カナ氏名	シカク ジロウ	生年月日	平成元年1月1日
漢字氏名	資格 二郎		

保険・公費		補償情報	
組合		新規公費	
保険者番号	06012345	負担者番号	公費区分
被保険者記号	01	受給者番号	適用区分
被保険者番号	001	有効期間	~
保険者名	Xxx健康保険組合	助成金No.	
有効期間	2021/01/01 ~	市町村No	
資格	2021/01/01 ~		
確認日	2021/02/01		

④ オンライン資格確認により取得した資格情報をレセプトコンピュータ用端末に登録します。*

*各項目のイレギュラーケースにおいては、89 ページの「資格確認結果の取扱い・留意事項」に記載の所定の手順で業務を行ってください。

(8) 照会番号の登録



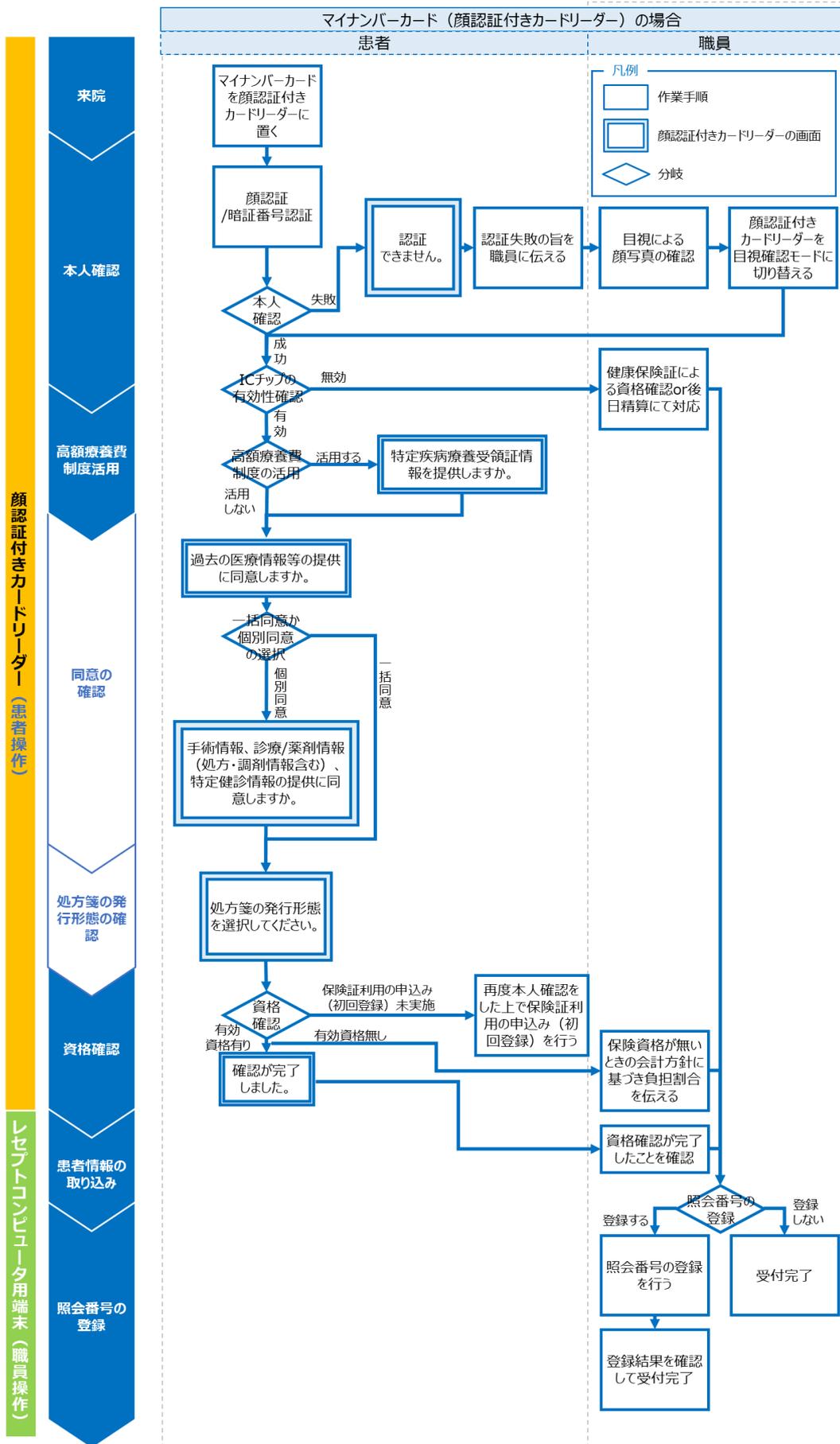
病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

 **照会番号とは**
電子カルテシステムやレセプトコンピュータ用端末等と連携される、患者を特定する番号です。

ポイント 照会番号の登録のメリット

照会番号の登録は任意ですが、登録しておくことで前回の来院時点から保険者等を異動した患者が再度来院した場合でも、スムーズに患者を特定できます。

A  患者がマイナンバーカードを持参した場合の対応手順フロー



✎ 補足 顔認証機能を伴わない汎用カードリーダー（公的個人認証サービスに対応した IC カードリーダー）を設置している場合は、暗証番号認証又は目視確認にて本人確認を実施してください。

B 患者が健康保険証等を持参した場合

- ※ レセプトコンピュータ用端末を用いて資格確認を行う場合の手順・画面例です。
資格確認端末を用いて資格確認を行う場合は操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）を参照してください。

(1) 来院



患者が来院し、健康保険証等を提示します。

(2) 現物確認



健康保険証等の現物を確認します。

患者が高額療養費制度の活用を希望する場合は、受付時に患者から口頭にて同意を取得した上で以下の情報をオンラインで取得できます※。

- ※ 70歳未満で適用区分が（ウ）又は（エ）、70歳以上75歳未満で一般所得者（現役並み所得者は除く）のいずれかに該当する患者の場合、入院/手術が決まった時に保険者へ非課税申告することで患者の費用負担が軽くなる場合があります。

オンライン取得が可能な高額療養費制度情報（健康保険証の場合）※

対象となる証類	主に表示される内容
限度額適用認定証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	適用区分（長期入院該当年月日）

※特定疾病療養受療証の情報取得には、マイナンバーカードが必要です。

(3) 資格確認



被保険者証枝番の追加イメージ

健康保険証等に記載された保険者番号、被保険者証記号・番号・枝番、生年月日をレセプトコンピュータ用端末に入力[※]し、オンラインで資格情報を照会します。

※ 被保険者証記号と被保険者証番号が分かれていない場合には、どちらも被保険者証番号欄に入力してください。

※ 検索がヒットしない場合、健康保険証の印字がかすれているなどの理由で入力に誤りがないか今一度ご確認ください（“C”と“0”等）。

※ 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」、「受給者番号」は「被保険者証記号・番号・枝番」に相当します。

被保険者証枝番とは

令和3年4月以降[※]に発行される健康保険証には、被保険者番号を個人単位化するための被保険者証枝番が記載されます。後期高齢者医療被保険者証は現在も個人単位であるため変更はありません。

※ 令和2年10月以降、保険者ごとに被保険者証枝番が記載された健康保険証は順次発行されています。

ポイント 枝番なしでの資格確認

令和3年3月以前に発行された健康保険証には被保険者証枝番の記載はありませんが、保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日を入力することで、被保険者証枝番を含む情報の照会が可能です。

健康保険証等での資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 転職等で月末に資格を喪失しているケース ※ 患者が提示した資格証類が無効でも、オンライン資格確認等システム上でほかに有効な資格が存在する場合には、その旨がレセプトコンピュータ用端末の画面に表示されます。
該当する資格がないと表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース

紙の医療券での資格確認時に有効な医療券情報が登録されていない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
有効（未登録）と表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活保護受給者が属する福祉事務所でデータ登録が間に合っていないケースのため、福祉事務所へ照会してください。

(4) 患者情報の取り込み



患者情報	登録						
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	誕生日	昭和45年1月1日	年齢	50
氏名	厚労 太郎	去年月日	昭和45年1月1日	年齢	50		
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567		
記号・番号・接尾	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX		
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX		
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXX-XXXX		
有効期限	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日				

自動的に取り込まれる患者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末で確認します※。

（患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。）

※ 患者情報をレセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順は33ページの「コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作」を参照してください。

(5) 照会番号の登録



病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録することができます。

（患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。）

(6) 処方箋の発行形態の確認・登録

(電子処方箋管理サービス対応の場合)



患者から、口頭や問診票等で処方箋の発行形態（電子処方箋を希望するか、紙の処方箋を希望するか）の申出を受けている場合は、レセプトコンピュータ用端末へ発行形態を登録します※。

※ 病院・診療所の運用に応じて、レセプトコンピュータ用端末へ登録せず、既存の帳票等で医師等へ伝達する方法でも問題ありません。

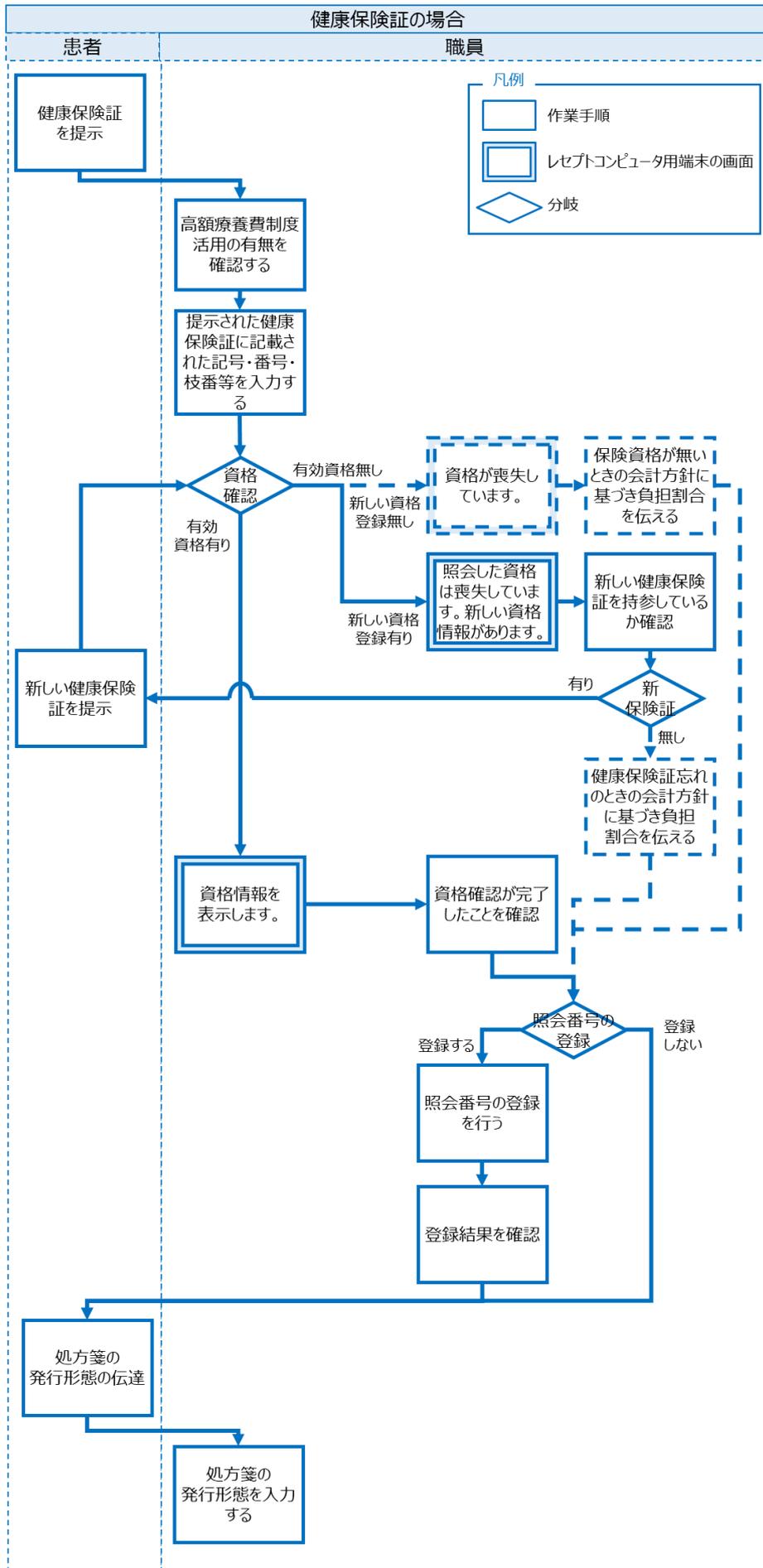
※ 患者に処方箋の発行形態を確認する方法は、病院・診療所内で定めた方法で問題ありません。（例：口頭確認、問診票等、再来受付機の利用、診察時に医師等が患者に確認）

B



患者が健康保険証等を持参した場合の対応手順フロー

レセプトコンピュータ用端末（職員操作）



患者が受診する前の資格情報の確認

患者が事前に予約している場合には、資格情報の有効性や変更の有無などを一括照会機能にて確認することができます。

一括照会は、保険者番号・個人単位被保険者番号・生年月日が既にレセプトコンピュータ用端末に登録されている患者に対して実施可能です*。

※ 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」、「受給者番号」は「個人単位被保険者番号」に相当します。



ポイント 枝番なしでの一括照会

一括照会は、レセプトコンピュータ用端末に被保険者証枝番の情報なくても照会可能です。ただし被保険者証枝番の情報がない場合には、1件の照会に対し複数（双子等）の資格が該当した際に確認できません。

⚠️ 注意事項 重複投薬等チェックの事前処理のタイミング（電子処方箋管理サービス導入病院・診療所向け）

重複投薬等チェックに関しても、来院前に事前処理を要求することが可能ですが、直近の処方・調剤情報の内容が反映された状態でチェックを行うことが重要であるため、診察前のタイミングで実施することを推奨します。

一括照会における制限事項

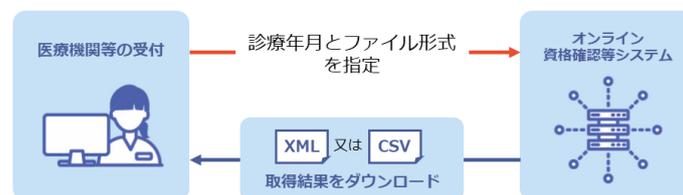
項目	制限事項
回答される資格情報	照会時点の情報
限度額適用認定証関連情報	照会可（変更有無のみ） ※ 照会要求時に病院・診療所が保有する「限度額適用認定証区分」「限度額適用認定証適用区分」を入力することで、最新の資格情報と比較し、各区分の変更の有無を照会できます。
特定疾病療養受療証情報	照会不可 ⇒ 患者の来院時に確認してください。
利用回数	原則 1 回/日
照会可能件数	1～5000 件/回
照会結果の表示制限 (Web 画面)	過去 3 回分の照会結果を表示 ※ 照会から 14 日以上経過した情報は表示できません。

医療扶助において患者が来院した後に実施する資格確認

医療扶助の場合は、医療機関コード単位で、自機関が委託先になっている患者の資格情報や医療券情報を一括照会機能にて確認することができます。

医療扶助の患者が、未委託の病院・診療所で受診した場合や福祉事務所の情報登録が遅延した場合には、患者の医療券情報を閲覧できません。その場合は、福祉事務所に医療券情報を登録した後に、委託先資格情報の一括取得を実施し、生活保護受給者の再来院を不要とした上で事後的に資格確認を実施してください。

なお、福祉事務所に対しては、医療扶助の患者が、未委託の病院・診療所で受診した場合、医療券情報を月末まで（月末に未委託の病院・診療所での受診に関する照会を受けた場合はレセプト請求期限まで）に登録するよう周知されています。



⚠️ 注意事項 未委託かつ初診での一括照会

医療扶助の患者が、未委託かつ初診の病院・診療所を受診した場合、一括取得で取得した医療券情報と患者情報をひも付ける照会番号が存在しません。そのため、診察時に登録した患者情報と一括取得で取得した医療券情報を確認し、氏名・年齢・性別等から情報のひも付けを実施してください。

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認

※医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における業務の流れや留意事項等を記載していますが、内容については随時見直しを行う予定です。

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合は、モバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web（オンライン診療等機能）へアクセスすることで、オンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、医療機関等の通常の窓口とは異なる動線においても、患者の資格情報の取得や診療情報等の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能なサービスです※。

※ マイナ在宅受付 Web での本人確認は暗証番号認証のみ可能となります。



※1 マイナ在宅受付 Web をスマートフォンで利用した場合の画面例

※2 電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所のみ



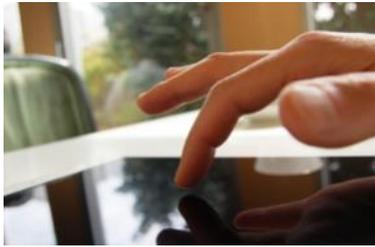
ポイント マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認をする際の事前準備

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うにあたり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、「操作マニュアル(管理者編)」の「第 5 章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

医療機関の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した URL を端末で開き、お気に入り登録をしておくと、いつでもアクセスすることができて便利です。また、利用する端末用のマイナポータルアプリをインストールしてください。詳細及び操作方法は「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル（オンライン診療等編）」をご確認ください。

患者の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した二次元コードを患者が読み取れるようにご準備ください。

(1) マイナ在宅受付 Web（オンライン診療等機能）へアクセス



モバイル端末等を用い、URL・二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスします。



⚠️ 注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合

マイナ在宅受付 Web での本人確認は暗証番号認証のみ可能なため、顔認証マイナンバーカードは使用できません。

(2) 同意登録準備



職員は患者がマイナンバーカードを持っているか、マイナンバーカードへの健康保険証利用登録が完了しているかを確認してください。患者のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が未実施の場合は、同意登録の準備と開始画面にあるマイナポータルリンクから登録申込が可能です。

(3) 同意内容の選択



患者がマイナ在宅受付 Web において「あなたが予約した診療日」へ診療日当日の入力を行うとともに、医師等が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※1}、処方・調剤情報^{※2}、特定健診情報、限度額情報、特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、同意の選択をします。

※1 画面上、診療情報と薬剤情報は、「薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。

※2 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

(4) 処方箋の発行形態の選択

(電子処方箋管理サービス対応の場合)



患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します※。

※ 左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面で設定を行ってください。ただし、マイナ在宅受付 Web で処方箋の発行形態を選択せず、診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録しても問題ありません。その場合、マイナ在宅受付 Web に本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)を確認してください。

(5) 登録内容の確認



患者が診療日・同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。

(6) マイナンバーカード認証



A)



A) 医療機関又は患者のスマートフォンを利用した場合

- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
 - ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します※。
 - ③ 患者がマイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。
 - ④ ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。
- ※ 医療機関の端末からマイナポータルで患者のマイナンバーカードを読み取った場合、医療機関の端末のマイナポータルアプリに患者の個人情報連携されません。

B)



B) 医療機関のタブレット・ノート PC の利用で二次元コード認証を選択した場合

- ① 患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。
- ② マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください。(最新のマイナポータルアプリをご利用ください。)

C)



C) 医療機関のタブレット・ノートPCの利用で
ICカードリーダー認証を選択した場合

- ① タブレットやノートPCにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します。
- ③ 患者がマイナンバーカードをICカードリーダーにかざし、「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。
- ④ ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付Webに戻ります。



ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、医療機関等のモバイル端末等にマイナンバーカードをかざすようにしてください。職員はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。



ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

(7) 登録完了



資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されます[※]。ブラウザのタブを閉じてください。

※ 同意登録完了画面に患者の資格情報は表示されません。



ポイント 来院前の予約時等にオンライン資格確認を行う場合

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線において来院前の予約時等に患者が自身の端末を使用して事前にオンライン資格確認を患者の居宅等の遠隔で行った場合は原則として、患者の来院時に顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を確認し、身分証明書に記載された患者の情報と予約した患者本人であることを確認してください。

(8) 患者の情報の要求・資格確認



患者情報			
診療科	ココロ科	性別	男
氏名	藤野 太郎	生年月日	昭和45年7月1日
診療番号	12345	保険番号	XX健康
照会番号	1234	5698910	01
照会番号	健康保険組合	本人	3割
照会年月日	平成28年7月1日	次月年月日	平成28年7月1日
照会時間	平成28年7月1日	～	平成28年7月1日

職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します[※]。

※ 医療機関等の通常の窓口とは異なる動線においては診療日の翌日未まで、診療情報・薬剤情報等の照会が可能です。（照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合を除く。）

(9) 照会番号の登録



病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

訪問診療等・往診時の資格確認

訪問診療等（本書では訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、訪問歯科衛生指導などの居宅等でのサービスをいう。）、往診ではモバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web（訪問診療等機能）やマイナ資格確認アプリを利用することで、患者の自宅等でオンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力による本人確認を行うことで、患者の自宅等において患者の資格情報の取得や診療情報等の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能とする Web サービスであり、このほか同意内容の照会・更新や同意の取消しを行うことができます※1。

マイナ資格確認アプリは、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力による本人確認に加えて、目視による本人確認も可能とするアプリケーションであり、資格情報の確認を行うことができます※2。手順については「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご覧ください。

※1 マイナ在宅受付 Web での本人確認は暗証番号認証のみ可能なため、訪問診療等・往診において顔認証マイナンバーカードは使用できません。

※2 マイナ資格確認アプリでの本人確認は同意内容の更新や同意の取消しを行うことはできません。



※1 マイナ在宅受付 Web をスマートフォンで利用した場合の画面例

※2 電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所のみ



ポイント マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認をする際の事前準備

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うにあたり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、「操作マニュアル(管理者編)」の「第5章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

医療機関の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した URL を端末で開き、お気に入り登録をしておくと、いつでもアクセスすることができて便利です。また、利用する端末用のマイナポータルアプリをインストールしてください。詳細及び操作方法は「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(訪問診療等編)」をご確認ください。

患者の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した二次元コードを患者が読み取れるようにご準備ください。

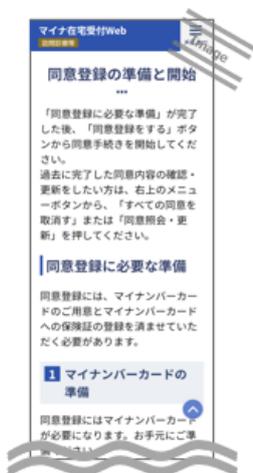
(1) マイナ在宅受付 Web (訪問診療等機能) へアクセス



初回訪問時に職員が病院・診療所から持参したモバイル端末等※から、URL をクリックするなどして、マイナ在宅受付 Web へアクセスします。

※ 患者のモバイル端末等を利用することも可能です。その場合、同意内容の照会・更新、取消しが容易となるといった面もあります。

(2) 同意登録準備



職員は患者がマイナンバーカードを持っているか、マイナンバーカードへの健康保険証利用登録が完了しているか確認してください。患者のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が未実施の場合は、同意準備画面にあるマイナポータルリンクから登録申込が可能です。

⚠️ 注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合

マイナ在宅受付 Web での本人確認は暗証番号認証のみ可能なため、顔認証マイナンバーカードは使用できません。

(3) 同意内容の選択



マイナ在宅受付 Web にて医師等が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※1}、処方・調剤情報^{※2}、特定健診情報、限度額情報、特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、患者は同意内容を選択します。

※1 画面上、診療情報と薬剤情報は、「薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。

※2 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

(4) 処方箋の発行形態の選択

(電子処方箋管理サービス対応の場合)



患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します。

※ 左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面で設定を行ってください。マイナ在宅受付 Web で処方箋の発行形態を選択せず、診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録しても問題ありません。その場合、マイナ在宅受付 Web に本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)を確認してください。

(5) 登録内容の確認



職員は患者と同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です※。

※ 訪問診療等では、継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、登録された同意に基づき、患者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能となり、患者はいつでも同意を取り消すことが可能です。職員はこれらについて患者等に説明を行ってください。また、患者等が2回目以降の訪問時について診療情報・薬剤情報等の閲覧を希望しない場合には、2回目以降において、取得・活用することの確認を行うことが重要です。

(6) マイナンバーカード認証



A)

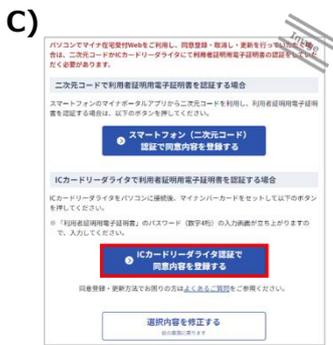
A) スマートフォンを利用した場合

- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
 - ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します※。
 - ③ 患者がマイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、職員又は患者が「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。
 - ④ ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。
- ※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

B)

B) タブレット・PC 利用で二次元コード認証を選択した場合

- ① 患者はタブレット・PC 画面に表示された二次元コードをスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。
 - ② マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください（最新のマイナポータルアプリをご利用ください。）※。
- ※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。



C) タブレット・ノート PC の利用で IC カードリー ドライタ認証を選択した場合

- ① タブレットやノート PC にあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
 - ② 患者がマイナンバーカードの 4 桁の暗証番号を入力します。*
 - ③ 患者がマイナンバーカードを IC カードリーダーにかざし、「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。
 - ④ ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。
- * 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようご注意ください。

ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、職員が持参したモバイル端末等にマイナンバーカードをかざすようにしてください。職員はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児または成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、マイナ資格確認アプリを用いた職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

(7) 登録完了



資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されますので、患者の資格情報※を確認してください。終了後はブラウザのタブを閉じていただいても問題ありません。

※ 医療扶助の場合、資格情報は患者の氏名と被保険者証区分のみ表示されます。患者の医療券情報は表示されません。

(8) 患者情報の要求・資格確認



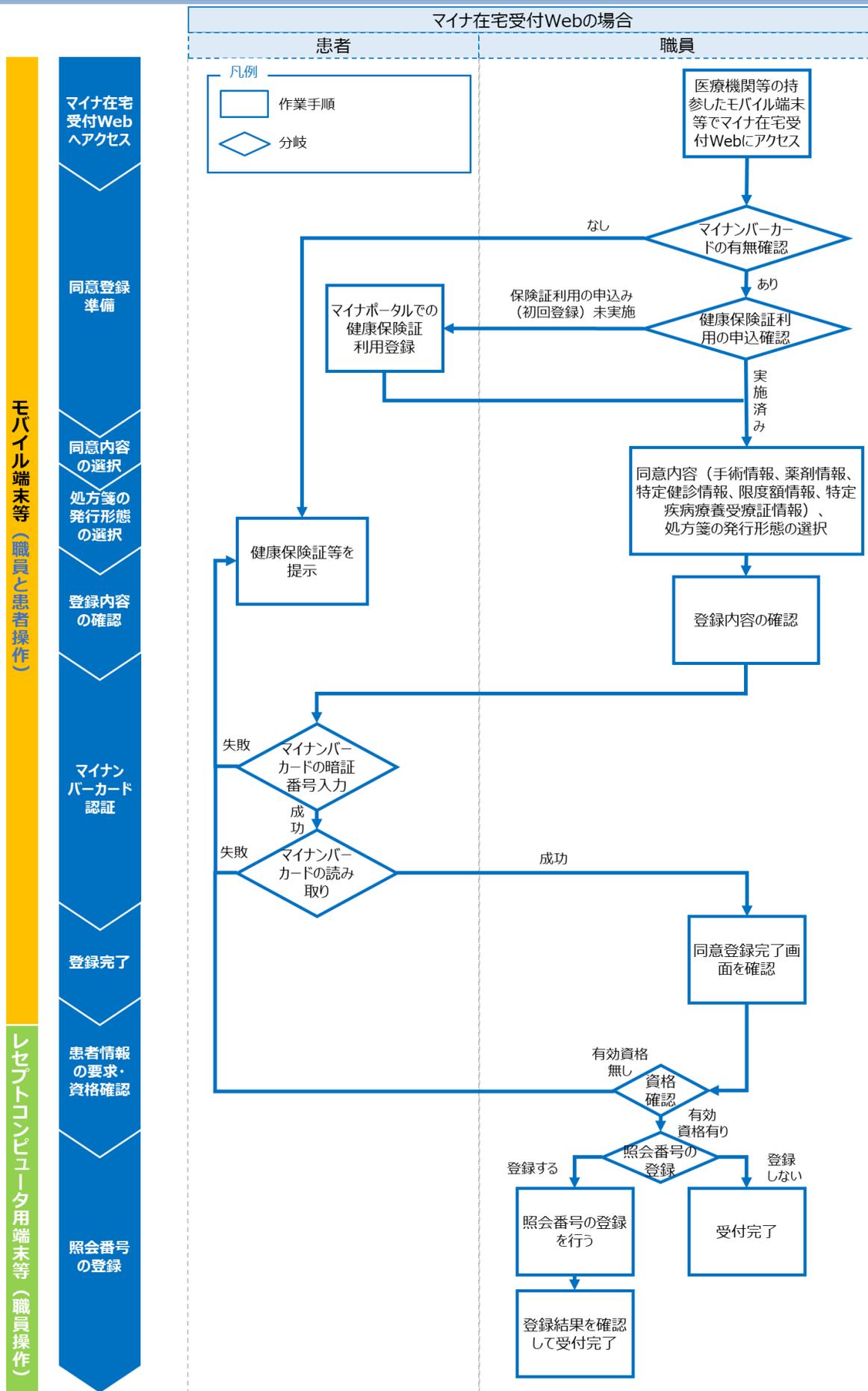
職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

(9) 照会番号の登録



病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

マイナ在宅受付 Web の場合の対応手順フロー



診療情報・薬剤情報等の健康・医療情報の照会可能期間

訪問診療等においては、初回訪問時の同意取得から当該病院・診療所との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間(毎月訪問診療等(医療保険)がおこなわれていることがレセプト請求の審査結果から確認できる必要がある)、患者による同意取消しとなされない限り、訪問診療等の実施などの際に、オンライン資格確認等システムに対して患者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能です。ただし、2回目以降の訪問診療等を行うに当たり、少なくとも例えば月に1回は、当該情報を照会・閲覧することについて患者本人に口頭により説明・確認し、その旨を記録することが望ましいです。

往診においては、往診を実施した際、同意情報の登録後 24 時間の間に、患者の診療情報・薬剤情報等の照会・取得を行うこととしています。

※ 照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合があります。

業態	照会可能期間
訪問診療等	継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間※ (毎月訪問診療等(医療保険)が行われていること レセプト請求の審査結果から確認できる間) ※ 患者による同意取消しとなされない限り
往診	同意情報登録後 24 時間

参照

以下の項目については「患者が来院した際の資格確認」の場合と同様のため、「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合」の該当箇所を参照してください。

- [暗証番号とは](#)
- [暗証番号がロックされたら](#)
- [処方箋の発行形態の変更](#)
- [オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例](#)
- [電子証明書の有効期限切れ／有効な資格が存在しないケース](#)
- [マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果](#)
- [資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧](#)
- [照会番号とは](#)
- [照会番号の登録のメリット](#)

継続的な診療等が行われている場合の2回目以降の訪問診療等前に行う資格確認

病院・診療所のレセプトコンピュータ等に既に登録されている患者について、2回目以降の訪問診療等を行う前に、患者の被保険者証記号・番号等を用いて、オンライン資格確認等システムに対して、最新の資格情報、限度額適用認定証関連情報、特定疾病療養受療証情報の再照会を行います。

詳細は「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」をご参照ください。

再照会における制限事項

項目	制限事項
回答される資格情報	照会時点の情報
利用回数	原則 1 回/日
照会可能件数	1～1000 件/回 ※訪問診療等でレセプトコンピュータから再照会する場合は 1～500 件/回
照会結果の表示制限 (Web 画面)	過去 3 回分の照会結果を表示 ※照会から 14 日以上経過した情報は表示できません。

訪問診療等時の同意内容・処方箋の発行形態の照会・更新

訪問診療等ではモバイル端末等からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、同意内容や処方箋の発行形態の照会・更新を行うことが可能です。



※本サービスをスマートフォンで利用した場合の画面例

（1）マイナ在宅受付 Web へアクセス



職員が病院・診療所から持参したモバイル端末等※¹ から、URL をクリックするなどして、マイナ在宅受付 Web へアクセスします。

職員は画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、「同意照会・更新」を選択してください※²。

※¹ 患者のモバイル端末等を利用することも可能です。

※² タブレット・PCをご利用の場合、職員は利用する認証方法に合わせてメニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください。

(2) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにて、マイナンバーカードと4桁の暗証番号を用いてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「訪問診療等・往診時の資格確認」の「(6) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(3) 登録内容の照会・更新内容の選択



照会結果に基づいて、過去の登録内容が表示されます。

職員は患者の更新したい項目について確認し、変更をご案内してください。画面下部の「更新内容を確認する」を押下すると確認画面に遷移します。

(4) 登録内容の更新確認



職員は患者と登録内容の確認を行い、「同意内容を更新する」ボタンを押下します。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です。

(5) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにて、マイナンバーカードと4桁の暗証番号を用いてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「訪問診療等・往診時の資格確認」の「(6) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

訪問診療等・往診時の同意登録の取り消し

A 病院・診療所で行う方法



資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（職員操作）

B 患者宅で行う方法



モバイル端末等（患者操作）

- ※ 本サービスをスマートフォンで利用した場合の画面例
- ※ 同意登録の取消しを行うと、継続的な診療等が行われている場合であっても、再照会による資格確認の機能も停止されます。訪問診療等の際に、改めてマイナンバーカードによる本人確認を行うと、再び再照会による資格確認を行うことができるようになります。

A 病院・診療所で行う方法

病院・診療所の職員は継続的な訪問診療等が終了した場合と、患者から依頼があった場合に、資格確認端末で同意取消を行います。（往診の際は、同意情報の登録後 24 時間以内の照会・取得の後、同意の取消しをお願いします。）

(1) 継続的な訪問診療等の終了/ 患者からの同意取消依頼



継続的な訪問診療等の終了時又は患者から同意登録の取消依頼があった場合、病院・診療所の職員は同意取消処理を実施します。

(2) オンライン資格確認等システムへのログイン



資格確認端末にてオンライン資格確認等システムにログインし、同意取消照会をクリックします。

(3) 同意取消し照会

継続的な訪問診療
等の終了/患者から
の同意取消し依頼

オンライン資格確認等
システムへのログイン

同意取消し照会

同意取消し
完了

資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（職員操作）

閲覧同意を取り消す患者の保険者番号、被保険者証番号、生年月日、枝番※を入力し、検索をかけます。患者の最新の資格情報と閲覧同意状況が表示されるので、対象患者に間違いがないか確認します。

※ 枝番は後期高齢者・医療扶助の場合は不要です。

※ 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」、「受給者番号被保険者証番号」は「被保険者証番号」に相当します。

(4) 同意取消し完了

継続的な訪問診療
等の終了/患者から
の同意取消し依頼

オンライン資格確認等
システムへのログイン

同意取消し照会

同意取消し
完了

資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（職員操作）

照会区分	同意有無	同意年月日	同意有効期限	同意取消の有効期限切れの理由
全額償還型訪問療養区分	-	-	-	同意なし
診療報酬型訪問療養区分	-	Jan 8, 2023	Jan 26, 2023	診療報酬型訪問療養の廃止
診療報酬型訪問療養区分	-	Jan 8, 2023	Jan 26, 2023	診療報酬型訪問療養の廃止
特定療養型訪問療養区分	○	Jan 8, 2023	Jan 8, 2023	-
特定療養型訪問療養区分	○	Jan 8, 2023	Jan 8, 2023	-
特定療養型訪問療養区分	○	Jan 8, 2023	Jan 8, 2023	-

「同意取消」ボタンをクリックすることで、同意取消が完了します。

病院・診療所の職員は患者に同意取消しが完了した旨を連絡します。

B 患者宅で行う方法

訪問診療等においては基本的に病院・診療所の職員が同意登録の取消しを実施しますが、患者がマイナ在宅受付 Web を用いて同意登録の取消しを行うこともできます※。

※ 訪問診療等においてマイナ資格確認アプリを使用する場合、同意登録の取消しを行うことはできません。

(1) マイナ在宅受付 Web へのアクセス



○スマートフォンからアクセスした場合

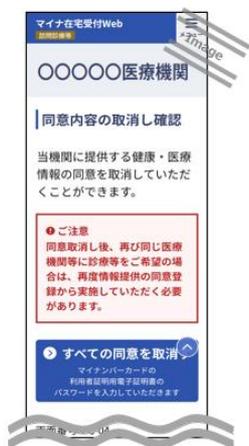
患者のモバイル端末等又は職員が持参したモバイル端末等で、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。メニューの中の「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PC からアクセスした場合

マイナンバーカード認証方法としてスマートフォン（二次元コード）又は IC カードリーダー/ライタいずれかで同意取消しを選択することができます。



(2) 同意取消しの確認



○スマートフォンからアクセスした場合

「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PCからアクセスした場合

職員は一つ前の画面で選択した二次元バーコードで利用者証明用電子証明書を認証する場合、又は IC カードリーダーで利用者証明用電子証明書を認証する場合のいずれかで「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

(3) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにて、マイナンバーカードと4桁の暗証番号を用いてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「訪問診療等・往診時の資格確認」の「(6) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(4) 同意取消し完了



同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、職員又は患者はブラウザのタブを閉じていただいて問題ありません。

オンライン診療等時の資格確認

オンライン診療等（オンライン服薬指導を含む。）ではモバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、患者の自宅等でオンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、患者の自宅等においても患者の資格情報の取得や診療情報等の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能とする Web サービスであり、このほか同意内容の照会・更新や同意の取消しを行うことができます※。

※ マイナ在宅受付 Web での本人確認は暗証番号認証のみ可能なため、オンライン診療等において顔認証マイナンバーカードは使用できません。



※1 マイナ在宅受付 Web をスマートフォンでオンライン診療アプリから利用した場合の画面例

※2 電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所のみ

ポイント マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認する際の事前準備

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うにあたり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、操作マニュアル(管理者編)の「第5章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

オンライン診療等アプリをととしてオンライン診療及びオンライン資格確認を行う場合は、あらかじめオンライン診療等アプリベンダへ取得した URL を連携してください。

オンライン診療等アプリを介さずオンライン診療を行う場合は、取得した URL を患者に送付できるようにご準備ください。

(1) マイナ在宅受付 Web へアクセス



患者のモバイル端末等から、オンライン診療等アプリ又は URL・二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスします。



ポイント 初診でもスムーズにオンライン診療等を実施するために

オンライン診療等では、患者の PC（市販の IC カードリーダライタが必要）やモバイル端末等からマイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードを読み取る必要があるため、患者には、あらかじめ、ご自身の PC やモバイル端末等を用いて、マイナポータルにログインできることの確認を求めておくと安心です。

注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合

マイナ在宅受付 Web での本人確認は暗証番号認証のみ可能なため、訪問診療等・往診・オンライン診療等において顔認証マイナンバーカードは使用できません。

(2) 同意内容の選択



マイナ在宅受付 Web にて予約した診療日の入力^{※1}を行うとともに、医師等が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※2}、処方・調剤情報^{※3}、特定健診情報、限度額情報、特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、患者が同意内容を選択します。

- ※1 診療日の入力は URL・二次元コードからアクセスした場合のみ必要です。
- ※2 画面上、診療情報と薬剤情報は、「薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。
- ※3 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

(3) 処方箋の発行形態の選択

(電子処方箋管理サービス対応の場合)



患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します。※

※ 左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面で設定を行ってください。ただし、オンライン診療等ではオンライン診療等アプリが電子処方箋に対応していない場合はオンライン資格確認等システムで設定を行っても表示されませんので、ご注意ください。マイナ在宅受付 Web で処方箋の発行形態を選択せず、診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録しても問題ありません。その場合、マイナ在宅受付 Web に本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)を確認してください。

(4) 登録内容の確認



診療日・同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。

(5) マイナンバーカード認証



A)



A) スマートフォンを利用した場合

- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します。
- ③ 患者がマイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、患者が「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。
- ④ ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

B)



B) タブレット・PC 利用で二次元コード認証を選択した場合

- ① 患者はタブレット・PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。
- ② マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください（最新のマイナポータルアプリをご利用ください）。

※ タブレット・PC の利用で IC カードリーダライタ認証を選択し、同意内容を登録することも可能です。詳細は詳細な流れは「訪問診療等・往診時の資格確認」の「(6) マイナンバーカード認証」の「C) タブレット・ノート PC の利用で IC カードリーダライタ認証を選択した場合」をご参照ください。

ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、職員が持参したモバイル端末等にマイナンバーカードをかざすようにしてください。職員はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児または成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

(6) 登録完了



資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されます※¹。「手続きを終了する」を押下するとオンライン診療等アプリに自動的に戻り、患者がオンライン診療等アプリで診療予約を確定することで予約情報が病院・診療所のオンライン診療システム等に送信されます※²。

※¹ 同意登録完了画面に患者の資格情報は表示されません。

※² URL や二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスした場合は自動的にオンライン診療アプリに戻りません。

(7) 患者情報の要求・資格確認



患者情報			
シメイ	コウロウ シロウ	性別	男
氏名	伊勢 太郎	生年月日	昭和45年1月1日
保険番号	12345	保険名	XX健康
記号・番号・住所	1234 5678910	01	東京都港区XX-XX
照会区分	健康保険組合	本人	3期
照会年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日
有効期限	平成28年7月1日		平成28年7月1日

職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

診療情報・薬剤情報等の健康・医療情報の照会可能期間

オンライン診療等においては同意取得から診療日の翌日未まで又は予約（同意）取り消しまで、診療情報・薬剤情報等の照会が可能です*。

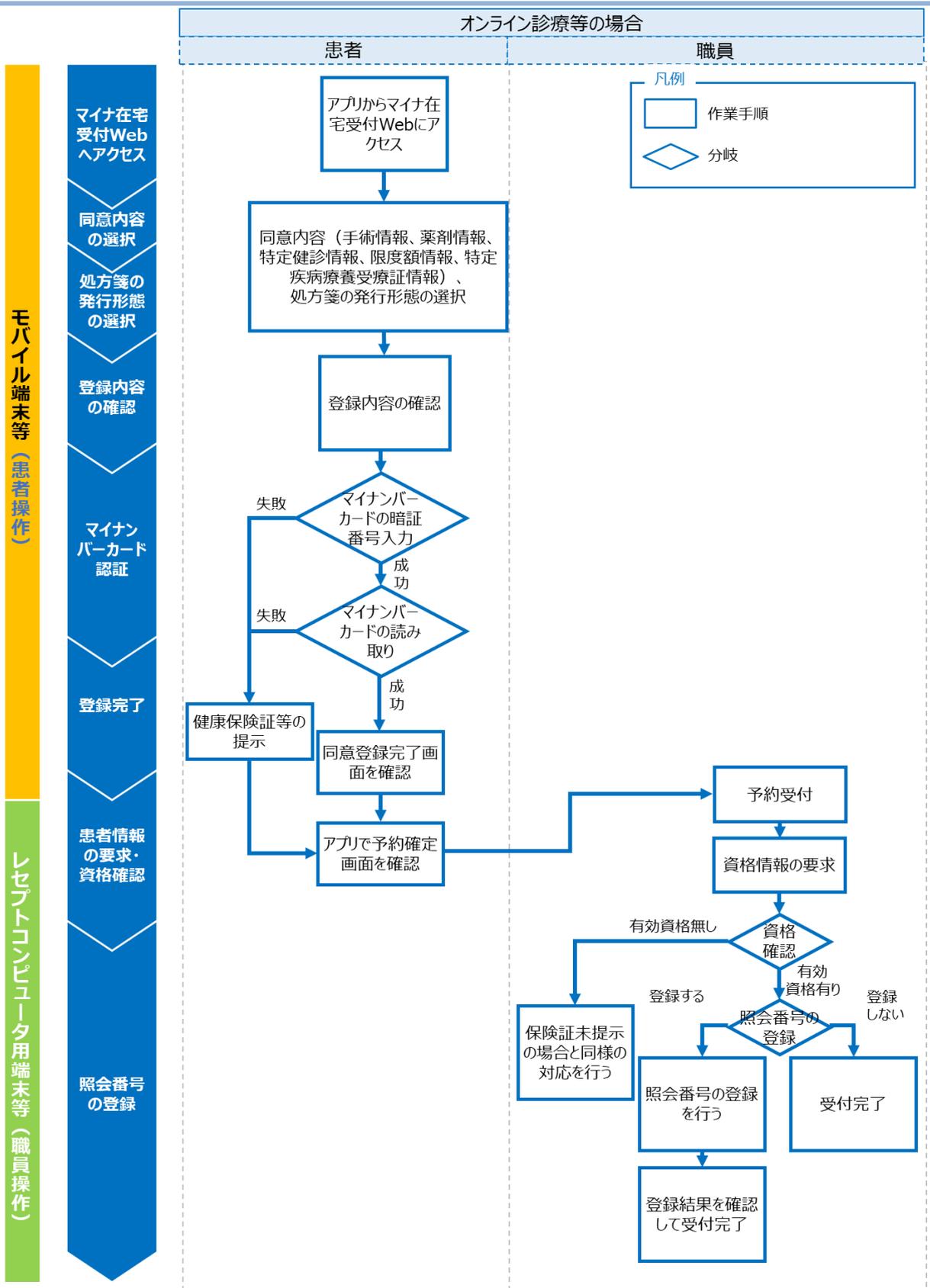
* 照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合を除きます。

(8) 照会番号の登録



病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

マイナ在宅受付 Web を使用したオンライン診療等の場合の対応手順フロー



参照

以下の項目については「患者が来院した際の資格確認」の場合と同様のため、「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合」の該当箇所を参照してください。

- [暗証番号とは](#)
- [暗証番号がロックされたら](#)
- [処方箋の発行形態の変更](#)
- [オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例](#)
- [電子証明書の有効期限切れ／有効な資格が存在しないケース](#)
- [マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果](#)
- [資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧](#)
- [照会番号とは](#)
- [照会番号の登録のメリット](#)

オンライン診療等時の同意内容・処方箋の発行形態の照会・更新

オンライン診療等ではモバイル端末等からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、同意内容や処方箋の発行形態の照会・更新を行うことが可能です。



※ 本サービスをスマートフォンでオンライン診療等アプリから利用した場合の画面例

（1）マイナ在宅受付 Web へアクセス



患者のモバイル端末等から、オンライン診療等アプリ又は URL・二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスします。同意内容の取消し確認画面が表示されます※1。

画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、メニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください※2。

※1 URL・二次元コードからアクセスした場合は同意登録の準備画面が表示されます。

※2 タブレット・PC をご利用の場合は利用する認証方法に合わせてメニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください。

(2) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにて、マイナンバーカードと4桁の暗証番号を用いてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「オンライン診療等時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(3) 登録内容の照会・更新内容の選択



照会結果に基づいて、診療日・過去の登録内容が表示されます。

更新したい項目を変更してください。診療日の更新はできません[※]。画面下部の「更新内容を確認する」を押下すると確認画面に遷移します。

※ URL・二次元コードからアクセスした場合は診療日の更新が可能です。

(4) 登録内容の更新確認



モバイル端末等（患者操作）



診療日・登録内容の確認を行い、「同意内容を更新する」ボタンを押下します。

(5) マイナンバーカード認証



モバイル端末等（患者操作）



マイナポータルアプリにて、マイナンバーカードと4桁の暗証番号を用いてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「オンライン診療等時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(6) 登録内容の更新完了



モバイル端末等（患者操作）



登録内容の更新が正常に完了した場合、同意内容の更新完了画面が表示されます。「手続きを終了する」を押下するとオンライン診療等アプリに自動的に戻ります※。

※ URL や二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスした場合は自動的にオンライン診療等アプリに戻りません。

オンライン診療等時の同意登録の取り直し

オンライン診療等の予約取消し時には、患者がマイナ在宅受付 Web で同意取消しを行います。



モバイル端末等（患者操作）

- ※ 本サービスをスマートフォンで利用した場合の画面例
- ※ 同意登録の取消しを行うと、継続的な診療等が行われている場合であっても、再照会による資格確認の機能も停止されます。訪問診療等の際に、改めてマイナンバーカードによる本人確認を行うと、再び再照会による資格確認を行うことができますようになります。

（1）マイナ在宅受付 Web へのアクセス



○スマートフォンからアクセスした場合

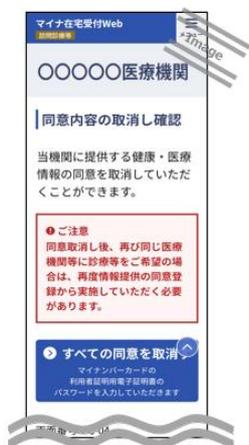
患者のモバイル端末等又は職員が持参したモバイル端末等で、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。メニューの中の「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PC からアクセスした場合

マイナンバーカード認証方法としてスマートフォン（二次元コード）又は IC カードリーダライタいずれかで同意取消しを選択することができます。



(2) 同意取消しの確認



○スマートフォンからアクセスした場合

「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PC からアクセスした場合

職員は一つ前の画面で選択した二次元バーコードで利用者証明用電子証明書を認証する場合、又は IC カードリーダライタで利用者証明用電子証明書を認証する場合のいずれかで「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

(3) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにて、マイナンバーカードと 4 桁の暗証番号を用いてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「オンライン診療等時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(4) 同意取消し完了



同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、職員又は患者はブラウザのタブを閉じていただいて問題ありません。

資格確認結果の取扱い・留意事項

【資格確認結果を踏まえた取扱い】

- ✓オンライン資格確認にて取得できる情報は医療保険者等が登録した正確な情報のため、表示された内容のままレセプト請求していただくことが可能です。なお、被保険者証等の情報も活用し、各医療機関等のご判断により、券面情報に基づいて資格情報の修正を行ってレセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
- ✓各医療保険制度や公費負担医療制度の被保険者証等における項目と、オンライン資格確認で提供する項目の差異や留意事項を以下にまとめています。

基本情報及び資格情報（証情報）

オンライン資格確認データ項目	内容
基本情報※	
※過去の日付で資格確認した場合であっても、現時点での氏名や住所等の情報を提供します。	
1 氏名	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「●」が含まれる ・旧字等について一部変換を行っているものの、変換できないものについては「●」として表示されます。 ・表示された新字や「●」の内容のまま、レセプト請求していただくことが可能です。 ・新字変換については、後期高齢者医療広域連合に加入されている患者が対象となります。
2 氏名カナ	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○ 被保険者証における記載項目との違い ・「氏名カナ」の小文字が大文字になっている（例：ワウがワウとなっている）場合については、現在保険者にて修正対応中です。
3 氏名（その他） 氏名カナ（その他）	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通称等の理由で、本名とは別の氏名を被保険者証の表面に記載している場合、本項目では対象者本人の本名が設定されます。
4 性別 1	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の表面記載の性別となります。
5 性別 2	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の裏面記載の戸籍上の性別となります。 ・対象者本人から、被保険者証の表面に性別を記載されることを希望しない届出があった場合に設定されます。
6 生年月日	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「1900-01-01」と表示されている ・医療扶助の場合において、生活保護受給者の生年月日が不明な場合は、「1900-01-01」が設定されます。
7 住所 郵便番号	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○「住所」に「●」が含まれる ・旧字等について一部は変換を行っているものの、変換できないものについては「●」として表示されます。
資格情報（証情報）	
8 被保険者証区分	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の種類を示す項目となります。 ・被保険者証（一般）、被保険者証（退職）、短期被保険者証（一般）、短期被保険者証（退職）、被保険者資格証明書、特例退職被保険者証、自衛官診療証、医療扶助のいずれかを表示します。
9 被保険者証記号 被保険者証番号 被保険者証枝番	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の場合、被保険者番号は受給者番号に相当します。 ○ 記号が空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 ○ 枝番が空欄になっている ・後期高齢者医療制度、医療扶助の場合、空欄となります。
10 本人・家族の別	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者本人（国保の場合は世帯主）が家族かを表す項目となります。 <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・後期高齢者医療制度、医療扶助の場合、加入するのは本人のみであることから空欄となります。

11	被保険者氏名	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本人・家族の別」が「本人」の場合、加入者の氏名が表示されます。 ・「本人・家族の別」が「家族」の場合、加入者を扶養している被保険者（国保の場合は世帯主）の氏名が表示されます。 <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。
12	被保険者証有効開始年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各被保険者証における以下の項目に該当しますが、被保険者証によってはオンライン資格確認と日付が異なる場合があります。 ・健康保険被保険者証：資格取得年月日（認定年月日） ・国民健康保険被保険者証（市町村国保）：適用開始年月日 ・国民健康保険被保険者証（国保組合）：資格取得年月日（認定年月日） ・後期高齢者医療被保険者証：資格取得年月日、発効期日 ・船員保険被保険者証：資格取得年月日（認定年月日） <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 <p>【補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・市町村国保の場合、被保険者証の適用開始年月日は国民健康保険への加入日ですが、被保険者証有効開始年月日は年次の被保険者証の更新日としている場合があります。 ・市町村国保以外においては、被保険者証有効開始年月日を被保険者証の更新/再発行日や事業所変更日としている場合があります。
13	被保険者証有効終了年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては次の証の更新日や75歳到達日前日を入れている場合があります。
14	被保険者証交付年月日	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記号が空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 <p>【補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・継続して同一の保険者加入到している場合、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証は定期更新されますが、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は、更新処理を省略するために、加入時の被保険者証の日付のままとしている場合があります。
15	保険者番号	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の場合は、公費負担者番号に該当します。
16	保険者名称	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の場合は、自治体・福祉事務所名に該当します。 <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他関連項目の提供について ・各種証類に記載されている「保険者所在地」「保険者連絡先」については提供されません。
17	被保険者証一部負担金割合	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・「一部負担金割合」は後期高齢医療の場合のみ割合を設定し、それ以外の制度では空白を設定します。

オンライン資格確認システム固有項目

-	資格取得年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者資格の取得日となります。 ・医療扶助の場合は、原則、生活保護が開始又は再開した年月日を設定します。
-	資格喪失年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者資格の喪失日となります。 ・医療扶助の場合は、原則、生活保護を停止又は廃止した年月日を設定します。
-	未就学区分	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育就学前の患者への2割負担の適用が漏れないように、生年月日を基に年齢を算出し、対象者の場合には未就学であることをお知らせします。
-	資格喪失事由	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格を喪失した理由として、死亡、生活保護受給開始、医療保険等の資格取得、その他のいずれかが設定されます。 ・75歳到達日を設定している場合など、喪失していない段階でも、設定されることがあります。
-	照会番号	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等からオンライン資格確認の資格情報に対して任意で登録する番号となります。 ・「照会番号」を登録することでオンライン資格確認の際に、登録した「照会番号」を付加して資格確認結果を医療機関に提供します。 <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録に伴う利便性について ・「照会番号」は一度登録すれば、患者の保険者が変わっていても、同一人であればオンライン資格確認システムにおいて同じ「照会番号」で管理されるため、スムーズに患者の特定ができます。 ・診察券番号・カルテ番号等の医療機関等で患者を一意に特定する番号を登録して、オンライン資格確認結果を医療機関等システムにひも付け、取り込んでいただく際に利用することを想定しています。

患者の持参する被保険者証の種類に応じて、以下で示す被保険者証サンプルを参照の上、本資料をご確認ください。

- ・国民健康保険被保険者証（保険者が市町村国保、国民健康保険組合）：市町村国保被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。
- ・健康保険被保険者証（保険者が健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合）：健康保険被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。
- ・後期高齢者医療被保険者証：後期高齢者医療被保険者証サンプル（表面）、被保険者証サンプル（裏面）をご参照ください。

市町村国保被保険者証サンプル（表面）

○ 都道府県 国民健康保険 被保険者証

有効期限 年 月 日

記号 番号 (枝番)

氏名 性別

生年月日 年 月 日

適用開始年月日 年 月 日

交付年月日 年 月 日

世帯主氏名 住所

保険者番号

交付者名

健康保険被保険者証サンプル（表面）

健康保険被保険者証

令和 年 月 日交付

記号 番号 (枝番)

氏名 性別

生年月日 年 月 日

資格取得年月日 年 月 日

保険者所在地

保険者番号・名称

後期高齢者医療被保険者証サンプル（表面）

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 年 月 日

保険者番号

氏名 性別

生年月日 年 月 日

資格取得年月日 年 月 日

有効期日 年 月 日

交付年月日 年 月 日

一部負担金の割合

保険者番号

保険者名

被保険者証サンプル（裏面）

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいづれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

〔1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〕

【 特記欄： 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

署名年月日： 年 月 日 家族署名(自筆)：

本人署名(自筆)：

高齢受給者証

オンライン資格確認データ項目	内容
18 高齢受給者証有効開始年月日	【項目説明】 ・健康保険高齢受給者証や船員保険高齢受給者証における「発効年月日」、国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証における「発効期日」に該当します。
19 高齢受給者証有効終了年月日	【項目説明】 ・各種高齢受給者証における「有効期限」に該当します。
20 高齢受給者証交付年月日	【補足事項】 ○高齢受給者証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・高齢受給者証の年次更新時、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は、更新処理を省略するために、初回発行時の高齢受給者証の日付のままとしている場合があります。
21 高齢受給者証一部負担金割合	-

高齢受給者証サンプル

健康保険高齢受給者証

令和 年 月 日交付

記号 番号 (枝番)

被保険者 氏名 性別

生年月日 年 月 日

対 氏名 性別

象 生年月日 年 月 日

者 住 所

発効年月日 令和 年 月 日

有効期限 令和 年 月 日

一部負担金の割合

保 所 在 地

保 険 者 番 号

者 名 称

及 び 印

健康保険高齢受給者証

令和 年 月 日交付

記号 番号 (枝番)

被保険者氏名

性別

生年月日 年 月 日

発効年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

一部負担金の割合

保険者所在地

保険者番号

保険者名称

限度額適用認定関連情報

オンライン資格確認データ項目	内容
限度額適用認定関連情報	
22 限度額適用認定証区分	-
23 限度額適用認定証有効開始年月日	【項目説明】 ・健康保険限度額適用認定証や船員保険限度額適用認定証における「発効年月日」、国民健康保険限度額適用認定証や後期高齢者医療限度額適用認定証における「発効期日」に該当します。
24 限度額適用認定証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則空欄で返却されますが、保険者によっては次の限度額適用認定証の更新日を入れている場合があります。
25 限度額適用認定証交付年月日	【補足事項】 ○限度額適用認定証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・限度額適用認定証の年次更新時、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は更新処理を省略するために、初回発行時の限度額適用認定証の日付のままとしている場合があります。
26 限度額適用認定証適用区分	-
27 限度額適用認定証長期入院該当年月日	-

限度額適用認定証サンプル

〇〇都道府県国民健康保険	
② 限度額適用・標準負担額減額認定証	
④ 有効期限 年 月 日	
⑤ 交付年月日 年 月 日	
記号	番号 (校番)
住所	
主 氏名	男・女
被適用者 氏名	男・女
生年月日	年 月 日
発効期日 ⑥	年 月 日
適用区分 ⑦	
長期入院該当年月日 ⑧	交付者印
保険者番号並びに交付者の名称及び印	

② 健康保険限度額適用認定証	
⑤ 令和 年 月 日交付	
記号	番号 (校番)
被適用者 氏名	男・女
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
主 氏名	男・女
被適用者 氏名	
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
住所	
発効年月日 ⑥	令和 年 月 日
有効期限 ⑦	令和 年 月 日
適用区分 ⑧	
所在相	
保険者番号及び印	

特定疾病療養受療証

オンライン資格確認データ項目	内容
特定疾病療養受療証情報	
28 特定疾病療養受療証有効開始年月日	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「発効期日」に該当します。
29 特定疾病療養受療証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては次の特定疾病療養受療証の更新日を入れている場合があります。
30 特定疾病療養受療証交付年月日	【補足事項】 ○特定疾病療養受療証とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・特定疾病療養受療証の70歳未満の年次更新時、オンライン資格確認のデータとしての交付年月日は更新処理を省略するために、初回発行時の特定疾病療養受療証の日付のままとしている場合があります。
31 特定疾病療養受療証認定疾病区分	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「認定疾病名」に該当します。
32 特定疾病療養受療証自己負担限度額	-

特定疾病療養受療証サンプル

○〇都道府県国民健康保険
特定疾病療養受療証

有効期日 年 月 日
交付年月日 年 月 日

認定疾病名 ①

記号 番号 (種別)

氏名 男・女
生年月日 年 月 日

発効期日 ② 年 月 日

自己負担限度額 ③

保険者番号並びに交付者の名称及び印

健康保険特定疾病療養受療証

④ 年 月 日交付

認定疾病名 ①

交付者 氏名 性別
生年月日 昭和 年 月 日生

受療者 氏名 性別
生年月日 昭和 年 月 日生

自己負担限度額 ②

発効期日 ③ 昭和 年 月 日から発効

保険者名称及び印

医療券・調剤券

オンライン資格確認データ項目	内容
医療券・調剤券情報	
- 医療券・調剤券別	【項目説明】 ・医療券・調剤券別が設定されます。
- 医療券・調剤券有効開始年月日	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月において、有効開始となる日付が設定されます。 ※医療券・調剤券は毎月切り替わります。
- 医療券・調剤券有効終了年月日	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月において、有効終了となる日付が設定されます。 ※医療券・調剤券は毎月切り替わります。
- 交付番号	【項目説明】 ・交付番号が設定されます。
- 診療年月	【項目説明】 ・生活保護受給者が診療を受ける年月が設定されます。
- 指定医療機関コード	【項目説明】 ・生活保護受給者を委託する指定医療機関コードが設定されます。
- 指定医療機関確認フラグ	【項目説明】 ・病院・診療所の医療機関コードと医療券・調剤券の指定医療機関コードが不一致の場合に、「不一致」と設定されます。 ※不一致の例 ・承継等により医療機関コードが変更となるケースにおいて、旧医療機関コードで要求があった場合、新しい医療機関コードの医療券・調剤券も返却するケース ・医科歯科併設医療機関において、医科の医療機関コードで要求があった場合、歯科の医療機関コードの医療券も返却するケース
- 指定医療機関名	【項目説明】 ・生活保護受給者を委託する指定医療機関名が設定されます。
- 処方箋発行元医療機関コード	【項目説明】 ・処方箋発行元医療機関コードが設定されます。
- 処方箋発行元医療機関名	【項目説明】 ・処方箋発行元医療機関名が設定されます。
- 傷病名1	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 傷病名2	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 傷病名3	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 診療別	【項目説明】 ・診療別が設定されます。
- 本人支払額（自己負担額）	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す本人支払額（自己負担額）が設定されます。
- 地区担当員名	【項目説明】 ・医療券・調剤券の内容点検を行った地区担当員名が設定されます。
- 取扱担当者名	【項目説明】 ・医療券・調剤券の交付事務における取扱責任者名（医療事務担当者名）が設定されます。
- 単独・併用別	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月における単独・併用別が設定されます。
- 社会保険状況	【項目説明】 ・社会保険の該当有無が設定されます。
- 社会保険状況の整合性フラグ	【項目説明】 ・マイナンバーカードによる資格確認で、医療券・調剤券情報の社会保険状況が「あり」になっているにも関わらず有効な医療保険の資格データが存在しない場合や、医療券・調剤券情報の社会保険状況が「なし」になっているにも関わらず有効な医療保険の資格データが存在する場合に、不整合が起きている旨を通知します。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の該当有無が設定されます。
- 後期高齢者医療の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の後期高齢者医療の該当有無が設定されます。
- 都道府県費の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の都道府県費の該当有無が設定されます。

- 備考1	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合
- 備考2	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合
- 備考3	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合

病院・診療所が受領する電子レセプトに関する連絡内容

審査支払機関が実施する電子レセプトでの資格確認※結果に応じて、レセプトの送付先が変更となる場合があります。病院・診療所が審査支払機関から連絡を受ける場合があります。

※ 電子レセプトでの資格確認では、レセプトに記録された算定日等を「受診日」として扱います。

資格登録状況ごとの病院・診療所への連絡内容

#	審査支払機関の対応			病院・診療所が受領する 連絡内容
	想定ケース		具体的な対応内容	
1	受診日時点で 有効な資格が 1件	受診日時点での保険者がレセプトに 記録された資格と一致している場合	レセプトに記録された保険 者へ送付	-
2		受診日時点での保険者がレセプトに 記録された資格と異なる場合	資格が有効である保険者 へ送付※1	レセプトを別の保険者へ振 り替えた旨を受領
3	受診日時点で有効な資格が複数存在する場合		レセプトに記録された資格 が有効である場合、レセプ トに記録された保険者へ 送付	-
4	受診日時点で 有効な資格が 存在しない	資格確認日の 直近で喪失した 資格がある	健康保険証回 収日が受診日よ り前の場合	病院・診療所へ返戻 「資格喪失」である旨と併 せて返戻されたレセプトを 受領
5			健康保険証回 収日が受診日よ り後の場合	レセプトに記録された保険 者へ送付
6		資格が1件も登録されていない場合 ※2	レセプトに記録された保険 者へ送付	-

※1 公費併用レセプト及び高額療養費該当等レセプトは振替対象外とします。

※2 次の事例が該当します。

- ・ 新資格の健康保険証により病院・診療所を受診したが、レセプトの提出時点においても資格の登録が遅れている者
- ・ マイナンバーの提出拒否者等

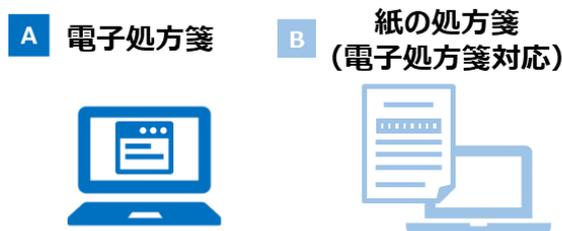
第3章 処方箋の発行・調剤結果の取得（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）

概要

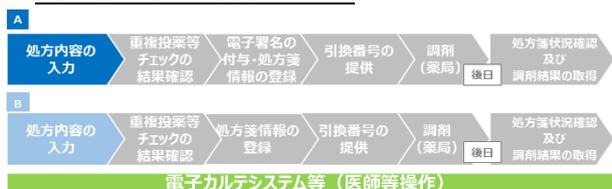
医師等は、電子処方箋管理サービスへ処方箋情報を登録します。処方箋の発行に当たっては、重複投薬等チェックを行い、処方箋内容に重複投薬や併用禁忌がないか確認します。
 なお、業務上で問題が発生した場合には「第5章 困った時には」をご確認ください。

手順

患者が希望した処方箋の発行形態によって、対応手順が異なります。



（1）処方内容の入力



A B 電子/紙の処方箋共通

処方箋を発行する前に、電子カルテシステム等へ患者の処方内容を入力し、重複投薬等チェックを行います。

（2）重複投薬等チェックの結果確認



A B 電子/紙の処方箋共通

表示された重複投薬等チェックの結果を確認します。重複や併用禁忌ありの結果の場合、処方内容を変更するか、問題ないと判断した旨のチェックを入れます。必要に応じて理由を補足します。

チェック区分	入力薬剤名	チェック対象薬剤名	備考
併用禁忌チェック	ハルシオン 0.25mg錠	イトリゾールカプセル50	【エラー】他の薬剤と服用【指示】警告
併用禁忌チェック	アムバラカリウム錠 300mg	セララ錠25mg ※他院（調剤済）	【エラー】他の薬剤と服用【指示】警告 【血清カリウム値の上昇のおそれがある】

OK

重複投薬等チェックの結果の主な表示項目

閲覧同意の取得		参照可否	区分説明	表示項目
マイナンバーカード	口頭同意			
不要		閲覧可能	今回の重複投薬等チェックに関する情報 重複投薬等チェックで重複／併用禁忌となる薬剤が検知された場合、今回処方しようとする薬剤について、主に以下の情報が表示されます。 <ul style="list-style-type: none"> どの薬剤が重複／併用禁忌に該当するか。（医薬品名称、成分名称） 該当の薬剤は重複投薬となるか、併用禁忌となるか。 これらの情報は、患者の 薬剤情報閲覧同意の有無にかかわらず表示 されます。	
○	—	閲覧不可	過去の処方／調剤内容に関する情報 重複投薬等チェックで重複／併用禁忌となる薬剤が検知された場合、過去に処方／調剤された薬剤のうち、該当する薬剤について主に以下の情報が表示されます。 <ul style="list-style-type: none"> いつ処方／調剤されたか。（処方箋交付日／調剤実施日） どこで処方／調剤されたか。（医療機関／保険薬局名称） どの薬剤が、重複投薬／併用禁忌にあたるか。（医薬品名称） これらの情報は、患者の 薬剤情報閲覧同意（口頭同意含む）がない場合、非表示 となります。	
×	○			
×	×			

重複投薬等チェックとは

患者に過去 100 日以内に処方・調剤された薬剤の成分情報と、新たに処方・調剤される薬剤の成分情報を突合し、同一投与経路、同一成分の重複又は併用禁忌がないかを確認する機能です。チェック結果は、処方に当たっての参考情報として活用してください。

患者が処方日当日に服用中である薬剤を特定するに当たり、服用期間を以下の方法で判定します。

- ・ 用法等を基に服用期間が判定可能な医薬品（内服薬など）は、該当する服用期間を利用する。
- ・ 服用期間が判定不可能な医薬品（外用薬や頓服薬など）は、一律 14 日間を仮の服用期間とみなす。
- ・ リフィル処方箋では服用期間が 100 日を超える場合でも重複投薬等チェックの対象とする。

重複投薬等チェックは、保険適用の医薬品のみが対象となります。

併用禁忌は、医薬品の添付文書上で「併用禁忌」と定義されている情報を対象にチェックを実施します。

リフィル処方箋とは

一定期間内に処方箋を反復利用できる処方箋であり、電子処方箋を導入していなくても発行することができます。

ただし、本マニュアルにおけるリフィル処方箋とは、リフィル処方箋における電子処方箋管理サービスでの対応を指しています。

注意事項 重複投薬等チェックの結果の表示項目が制限されるケース

患者が薬剤情報の閲覧に同意したかどうかによって、重複投薬等チェックで表示される項目が異なります。患者が薬剤情報の閲覧に同意していない場合、今回処方された薬剤と重複又は併用禁忌である過去に患者に処方・調剤された薬剤に関する情報は表示されません。

処方箋情報の中で重複又は併用禁忌に該当した薬剤に関する情報は表示されることから、必要に応じて患者に確認するなどの対応をしてください。

ポイント 口頭同意

健康保険証等による受診や顔認証付きカードリーダーにて患者が不同意を選択した場合でも、重複投薬・併用禁忌の対象となる過去の処方・調剤内容を確認してもよいか診察時に口頭等で同意を取得することで、過去の処方・調剤内容を確認することが可能です。口頭等で同意を得た場合は、その旨を必ず電子カルテシステム等へ記録してください。なお、口頭同意では薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報は、閲覧できず、実際に重複投薬や併用禁忌と判断された過去の薬剤に関する一部の情報を閲覧可能です。

また、患者が処方・調剤情報の閲覧に同意していないにも関わらず、同意済みの操作をすることで過去の処方/調剤に関する情報が表示されてしまう可能性があるため、必ず患者から同意を得た上で操作してください。

（3）処方箋情報の登録



電子処方箋の場合

処方箋情報に医師等の電子署名を付与した上で、処方箋情報を登録します。

The screenshot shows a prescription registration form with the following fields: 患者ID: 00000, 資格: 太郎, 2000年x月x日 生, 22歳xか月 男性. Below this, it shows 処方日: 2022年x月xx日, 外来 XX科, 担当医: 資格 一郎. The medication section includes: 薬剤: xxxxx 100mg, 用法: 毎食後, 3錠, 10日分. At the bottom, there are buttons for 確定 (Confirm) and キャンセル (Cancel).

紙の処方箋の場合

電子カルテシステム等で、処方箋情報を登録します。

⚠ 注意事項 電子処方箋管理サービスへ処方箋情報の登録を行わないケース

以下に該当する場合は、電子処方箋管理サービスへの処方箋情報の登録ができないため、電子処方箋に対応していない紙の処方箋を発行してください。

- ① 院内処方の場合
- ② 医師の判断による分割調剤の場合
- ③ オンライン資格確認で有効な資格を確認できない患者に処方箋を発行する場合
- ④ 医療保険適用外の医薬品を処方する場合
- ⑤ 医療保険又は医療扶助適用外の診療時に処方箋を発行する場合
- ⑥ 解消に時間を要するエラーなどにより、電子処方箋管理サービスに登録できない場合

 **ポイント 処方箋の取消/変更を行いたい場合**

患者と合意をしている場合、電子処方箋管理サービスに登録した処方箋情報の取消/変更を行うことができます。処方箋情報の取消/変更を行える期間は、薬局が処方箋の受付を行うまでです。リフィル処方箋の場合も同じであり、1回目の調剤時に処方箋受付を行った後は取消できません。

 **注意事項 処方箋情報登録時などの枝番の取扱いについて**

電子処方箋管理サービスでは処方箋を個人単位で管理するため、重複投薬等チェックや処方箋情報登録の際に枝番が必要となります。オンライン資格確認などにより枝番を確認してください。

なお、後期高齢者医療制度の患者の場合は、枝番なしで重複投薬等チェック及び処方箋情報の登録が可能です。

電子署名の付与

電子署名を付与する際は、以下の3点を確認してください。

- ① 電子処方箋において利用可能な署名方法
- ② 本人認証（電子カルテシステム等ログイン時）
- ③ 電子署名の付与（処方箋発行時）

① 電子処方箋において利用可能な署名方法

保有するカードから利用可能な署名方法を以下の図で確認してください。

保有するカードの種類によって、以下の署名が利用できますが、システムの構築状況によって利用可能な署名が異なるため、実際に利用可能な署名方法については、ベンダに確認してください。

保有するカード	利用可能な署名方法
HPKIカード	(i)ローカル署名 (ii)カードレス署名（物理カード認証・HPKIカード） (iii)カードレス署名（FIDO認証・HPKIカード）※
マイナンバーカード	(iv)カードレス署名（物理カード認証・マイナンバーカード）※ (v)カードレス署名（FIDO認証・マイナンバーカード）※

※ 上記署名方法を利用するためには事前申請・登録が必要です。

(iii)カードレス署名（FIDO認証・HPKIカード）は、各 HPKI 認証局のホームページ等からの申請、
(iv)(v)マイナンバーカードを活用した電子署名は、マイナポータル経由で HPKI 認証局への申請、
が必要となります。

② 本人認証（電子カルテシステム等ログイン時）

ローカル署名とは

IC カードリーダーに HPKI カードをかざすことで、処方箋発行時に電子署名を付与します。

カードレス署名（物理カード認証）とは

原則 1 日 1 回^{※1} 電子カルテシステム等にログインした際、HPKI カード又はマイナンバーカード（物理カード）を IC カードリーダーで読み取り、本人認証を行うことで、処方箋発行時に自動で電子署名を付与します。^{※2}

カードレス署名（FIDO 認証）とは

原則 1 日 1 回^{※1} 電子カルテシステム等にログインした際、事前に登録したスマートフォン等の認証デバイスを利用し、本人認証を行うことで、処方箋発行時に自動で電子署名を付与します。^{※2}

※1 認証後 18 時間トークンが有効となるため、ログイン後 18 時間を超えて電子処方箋を発行する場合は、再度認証が必要になります。

※2 電子カルテシステム等のログインと本人認証の紐づけにより、自動で電子署名が付与されるモデルケースで運用であり、最終的には導入されている電子カルテシステム等の仕様にもよりますので、電子カルテシステム等のマニュアル等を併せて確認ください。

署名方法ごとに必要な本人認証を確認してください。

ローカル署名を利用する場合、署名を付与する度にカードをかざすため、事前の本人認証は必要ありません。カードレス署名（物理カード認証又は FIDO 認証）を利用する場合、電子カルテシステム等にログインした際に原則 1 日 1 回、以下の本人認証を実施してください。

利用可能な署名方法	本人認証（電子カルテシステム等ログイン時）
ローカル署名 (HPKIカードのみ)	処方箋発行時に都度カードをかざすため対応不要
カードレス署名 (物理カード認証)	<p>以下の作業を1日1回実施</p> <p>①医療機関システムで認証方法を選択する画面に遷移し、利用するカード（HPKIカード・マイナンバーカード）を選択。</p> <p>②ICカードリーダーで①で選択したカードを読み取る。</p> <p>③②で読み取ったカードのPINまたは利用者証明用パスワードを入力し、OKボタンを押下する。認証に成功した場合、画面に認証成功の旨とカードレス署名で電子署名ができる有効期限が表示される。</p>
カードレス署名 (FIDO認証)	<p>以下の作業を1日1回実施</p> <p>①医療機関システムで認証方法を選択する画面に遷移し、FIDO（生体認証）を選択。</p> <p>②表示されたQRを認証デバイスとして事前に登録しているスマートフォンで読み取る。</p> <p>③②実施後、生体認証を行う。認証に成功した場合、画面に認証成功の旨とカードレス署名で電子署名ができる有効期限が表示される。</p>

③ 電子署名の付与（処方箋発行時）

処方箋発行時の署名方法ごとの電子署名の付与について確認してください。

ローカル署名を利用する場合、電子署名を付与するたびにカードをかざしてください。カードレス署名（物理カード認証又は FIDO 認証）を利用する場合、事前に本人認証を行っているため、電子署名ができる有効期限内は処方箋発行時に電子署名が付与されます。

利用可能な署名方法	電子署名の付与（処方箋発行時）
ローカル署名 (HPKIカードのみ)	<p>電子署名付与するたびに実施</p> <p>①電子署名画面でHPKIカードをかざす。</p> <p>②処方箋データを登録し、処方内容の控えを印刷する。</p>
カードレス署名 (物理カード認証)	<p>処方箋データを登録し、処方内容の控えを印刷する。（カードレス署名で電子署名ができる有効期限内はカードをかざす必要なし）</p>
カードレス署名 (FIDO認証)	<p>処方箋データを登録し、処方内容の控えを印刷する。（カードレス署名で電子署名ができる有効期限内はカードをかざす必要なし）</p>

（4）引換番号の提供



電子処方箋の場合

電子カルテシステム等から、引換番号及び処方箋参考情報が印字されたPDFファイルを取得し、印刷したものを処方内容（控え）として患者に提供します。

- ※ 処方内容（控え）は、処方箋登録時に作成され、24時間以内であれば再取得可能です。
- ※ 電子カルテシステム等に処方内容（控え）を保持している場合、電子カルテシステム等の仕様に応じて再取得可能な期間が異なることがあります。
- ※ 患者がマイナポータルで処方内容を開覧することができるなどの理由により、患者が処方内容（控え）を不要とする場合は交付しなくても構いません。

紙の処方箋の場合

引換番号付き処方箋を印刷し、患者へ提供します。

引換番号とは

病院・診療所が電子処方箋管理サービスに処方箋情報のファイルを登録した場合に、患者が薬局に処方内容を伝えるために使用する番号です。患者は、マイナンバーカードによる受付のほかに資格情報と引換番号を薬局に伝えることで、薬局は処方箋情報を確認することができます。

処方内容（控え）とは

電子処方箋を選択し、紙の処方箋が発行されない状況においても患者が処方内容を確認できるよう、処方箋の情報が印刷された紙です。引換番号も印字されています。**処方箋の原本ではないので、注意してください。**

（5）（薬局における調剤後）**調剤結果の取得**
A **B** **電子処方箋／紙の処方箋
共通**

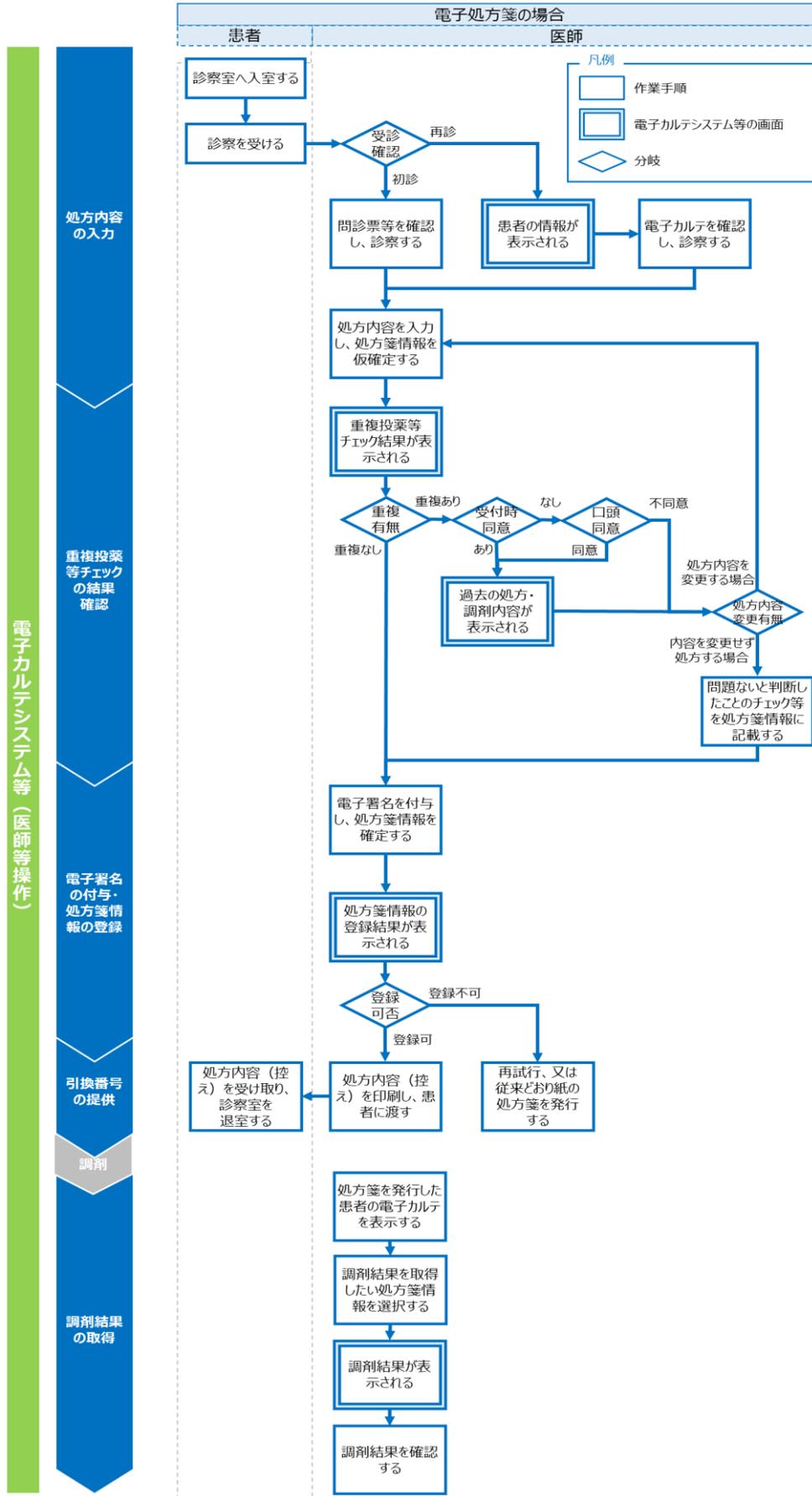
電子処方箋管理サービスに登録された自医療機関の調剤結果を取得します。調剤結果に加え、薬剤師からの伝達事項が含まれている場合があります。

- ※ 電子カルテシステム等によっては、日次で自動的に調剤結果を取得する仕様の場合があります。
- ※ 手術情報、診療/薬剤情報（処方・調剤情報含む）、特定健診情報の患者の閲覧同意の有無とは関係なく、本機能は使用可能です。
- ※ 調剤結果の取得可能期間は、調剤日から100日間です。

処方箋を受け付けている薬局の確認

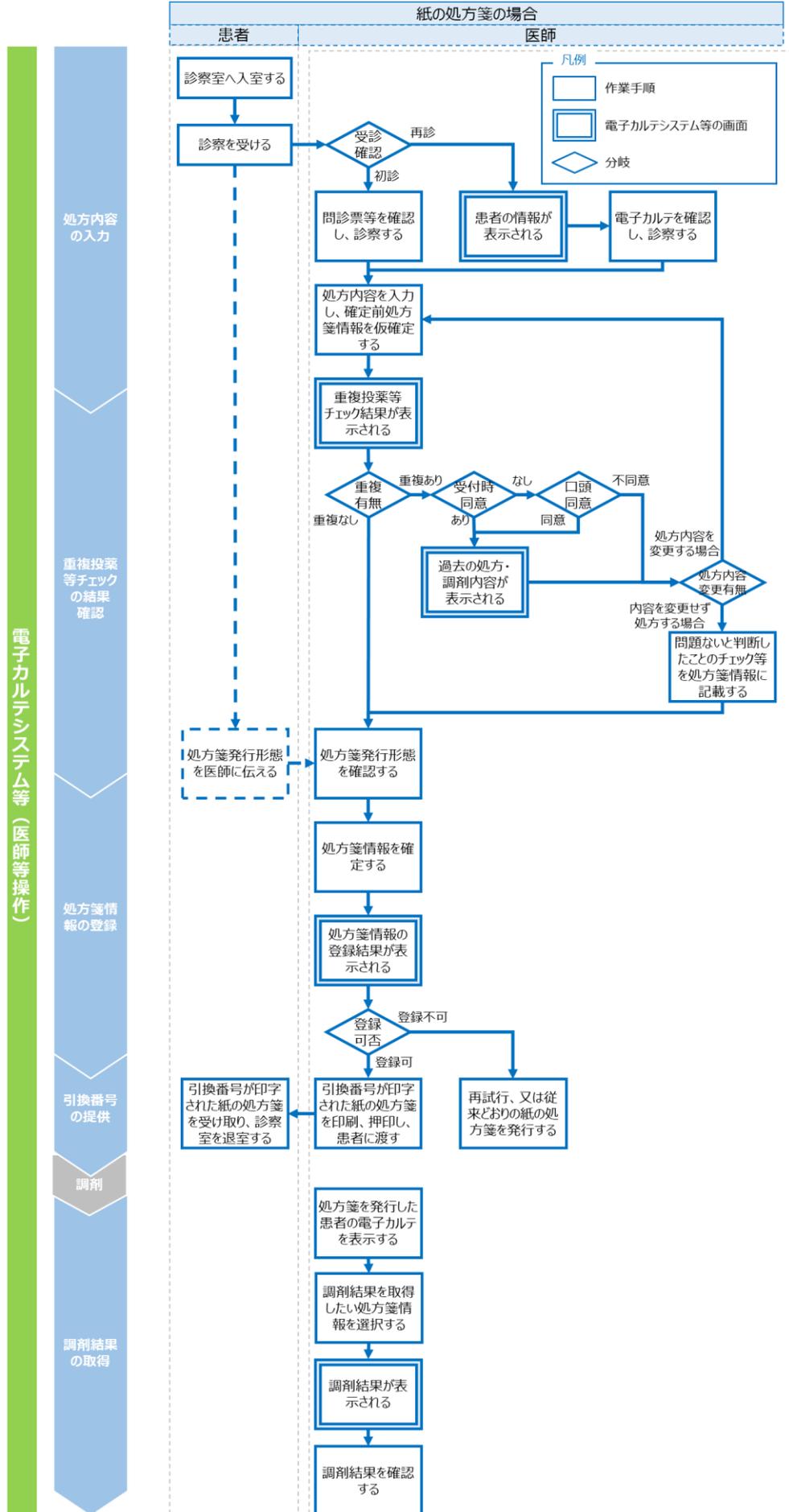
自医療機関が発行した電子処方箋がどの薬局で受け付けられているかを知りたいときは、電子カルテシステム等から電子処方箋管理サービスに問い合わせることで確認することができます。

A  患者が電子処方箋を希望した場合の対応手順フロー





患者が紙の処方箋を希望した場合の対応手順フロー



第4章 薬剤情報、診療情報、 処方・調剤情報、特定健診 情報の閲覧

概要

医師等は、手術情報、薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報（本章においては、「薬剤情報等、特定健診情報」とする。）の閲覧を許可されたアカウントを利用し閲覧業務を行います。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第5章 困った時には」をご確認ください。

手順

（1）薬剤情報等、特定健診情報検索

薬剤情報等、
特定健診情報
検索

検索条件で
情報を検索

薬剤情報等、
特定健診情報
閲覧

薬剤情報等、
特定健診情報を閲覧

電子カルテシステム等
(医師等操作)



患者が受付時に薬剤情報等、特定健診情報の閲覧に同意している場合、閲覧が可能です。

対象患者の情報を確認し、薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報については診療期間を指定した上で電子カルテシステム等の端末から検索します。

特定健診情報については、照会可能な全ての情報を取得するため期間の指定はありません。

※ 処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

薬剤情報等、特定健診情報の照会可能期間

業態	同意取得方法	照会可能期間
医療機関等の通常の窓口	顔認証付きカードリーダー IC カードリーダー(資格閲覧端末接続)	同意情報登録後 24 時間
医療機関等の通常の窓口とは異なる動線	マイナ在宅受付 Web	同意情報登録後から診療日の翌日 23 時 59 分まで
訪問診療等	マイナ在宅受付 Web マイナ資格確認アプリ	継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間※ (毎月訪問診療等(医療保険)が行われていること レセプト請求の審査結果から確認できる間) ※患者による同意取消しがなされない限り
往診	マイナ在宅受付 Web マイナ資格確認アプリ	同意情報登録後 24 時間
オンライン診療等	マイナ在宅受付 Web	同意情報登録後から診療日の翌日 23 時 59 分まで※ ※予約(同意)取消しがなされない限り

(2) 薬剤情報等、特定健診情報

閲覧



入/外	診療月	処方日	調剤日	用法	内服/注射 外用/点注	薬剤名(商品名)	薬名(一般名)	数量	単位	回数
外服	10月	5日	-	-	内服	ガスター-D錠20mg	ファモチジン錠	2錠	7	
入服	10月	5日	-	-	内服	プロリス錠121mg	カンゾウサルタンシキセチン錠	1錠	7	
調剤	10月	5日	-	-	外用	リンゴロン-VG軟膏0.12%	ベタメタゾン塩酸エステル・カンゾウマイラン軟膏	5g	1	

電子カルテシステム等の端末から当該患者の薬剤情報等、特定健診情報を閲覧します※。

- ※ 閲覧可能な薬剤情報等、特定健診情報の全項目については、本マニュアル別紙の参考資料「薬剤情報項目一覧」、「薬剤情報・診療情報項目一覧」、「処方・調剤情報項目一覧」及び「特定健診情報項目一覧」をご参照ください。
- ※ ファイル形式が XML の場合、電子カルテシステム等側の開発により、デザイン、表示項目等が編集されている場合があります。



ポイント 閲覧上の留意点

閲覧照会は医師等のアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。

また、一度電子カルテシステムサーバー等に登録された薬剤情報等、特定健診情報は、診療日・服薬指導日以降も常時閲覧が可能です。

注意事項 特定健診情報が閲覧できないケース

特定健診情報の保険者による登録は任意となっており、患者によって特定健診情報が表示されない場合があります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

- 健診を受診していない者
- 保険者等の登録が完了していない場合

薬剤情報とは

病院・診療所や薬局から審査支払機関に提出された令和3年9月分以降のレセプトから抽出した、診療（調剤）の医薬品データです。毎月5～10日までに受け付けた医薬品データは一括して11日の朝までに登録されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は5年間です。

診療情報とは

病院・診療所から令和4年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為データです。（令和3年9月以降に行われた診療行為に限ります。）毎月5～10日までに受け付けた診療行為データは一括して11日の朝までに登録されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は5年間です。

処方・調剤情報とは

電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所・薬局が、電子処方箋管理サービスに登録した情報（発行された処方箋における処方情報及び発行された処方箋に基づき薬局が調剤した薬剤の情報）から、病院・診療所・薬局及び患者からの参照等を目的として抽出された医薬品データです。薬剤情報とは異なり、医師等、薬剤師が電子処方箋管理サービスに情報を登録した都度データとして反映されます。なお、閲覧・保存期間は処方箋交付日・調剤日から100日です。

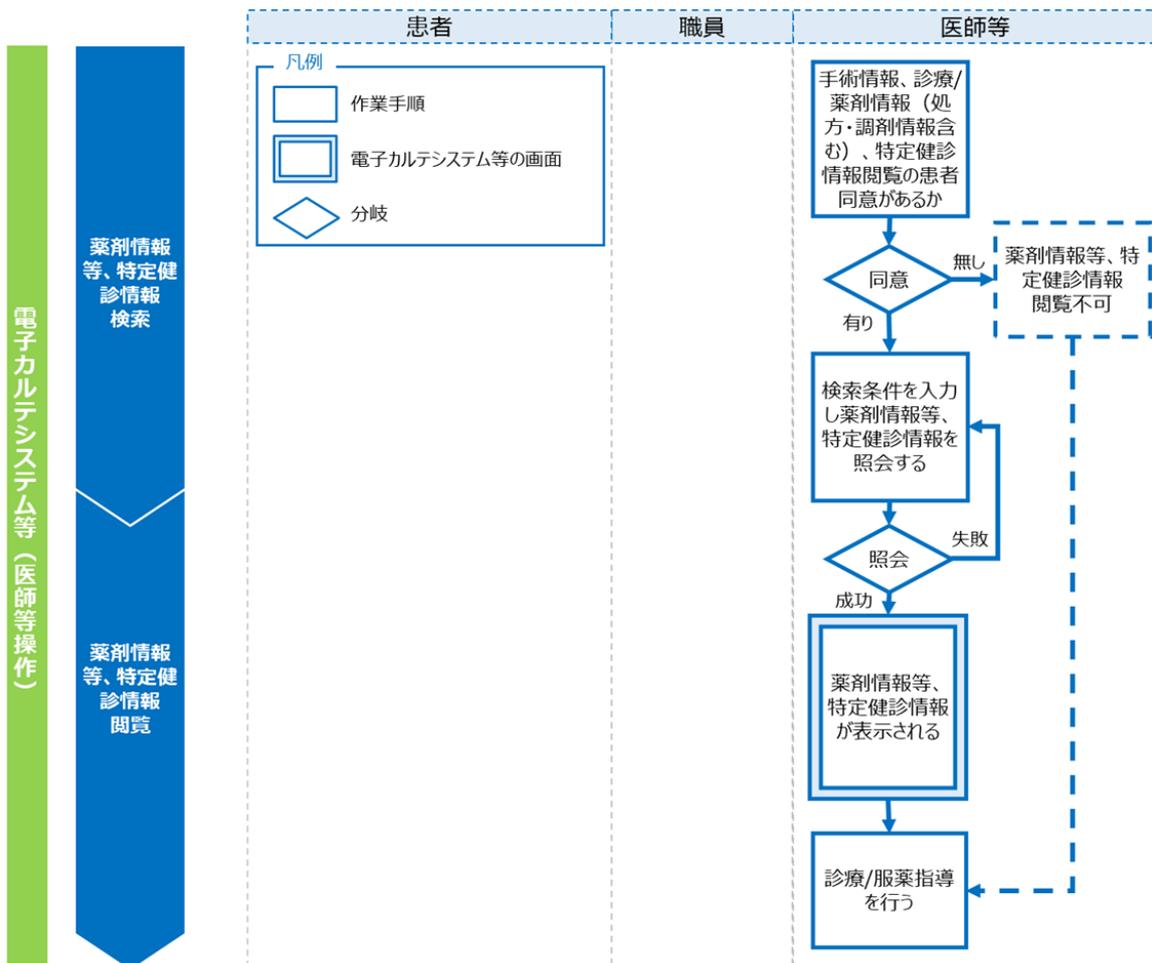
特定健診情報とは

医療保険者が、40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対する特定健診（高血圧や脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査）、75歳以上の後期高齢者に対する健診、市町村（特別区を含む）が健康増進法に基づき実施した健診、並びに事業者が労働安全衛生法に基づき40歳未満の被保険者及び被扶養者に対し実施した健診に関する情報の総称です。

連携可能な医療保険者等が順次、令和2年度分以降の情報を提供・登録します。登録完了時期は健診受診年度の翌年度11月1日までとなります^{*}。なお、閲覧・保存期間は5年間です。

^{*}健康増進法に基づき実施した健診の登録時期は、月次又は年次となります。

🔍 薬剤情報等、特定健診情報の閲覧手順フロー



🔍 補足 閲覧用端末又は資格確認端末で薬剤情報等、特定健診情報を閲覧することとしている場合、受付時に閲覧に同意している患者がリストに表示されるため、薬剤情報等の閲覧が必要な患者を選択してください。また、閲覧用端末又は資格確認端末を使用する場合は、PDF形式でのみ薬剤情報等、特定健診情報の閲覧が可能です。

🔍 補足 薬局が処方箋を回収した場合の処方・調剤情報の閲覧について
 疑義照会等を踏まえ薬剤師が調剤すべきでないと判断し処方箋回収機能を使用した処方箋については、回収済みの旨を含む処方情報のみが閲覧が可能です。
 リフィル処方箋の場合においては、2（3）回目の受付時に、薬局が調剤せず処方箋回収機能を使用した場合には、当該処方箋については、回収済みの旨を含む処方情報と、回収前に登録された調剤情報（リフィル処方箋に基づく1（1及び2）回目の調剤情報）の閲覧が可能です。

第5章 困った時には

概要

オンライン資格確認業務、電子処方箋対応病院・診療所での処方箋発行業務及び薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等閲覧業務において、対応方法に困った時に寄せられる、よくある質問と回答を記載します。

端末等にエラーメッセージが表示される場合には、「トラブルシューティング編」をご確認ください。

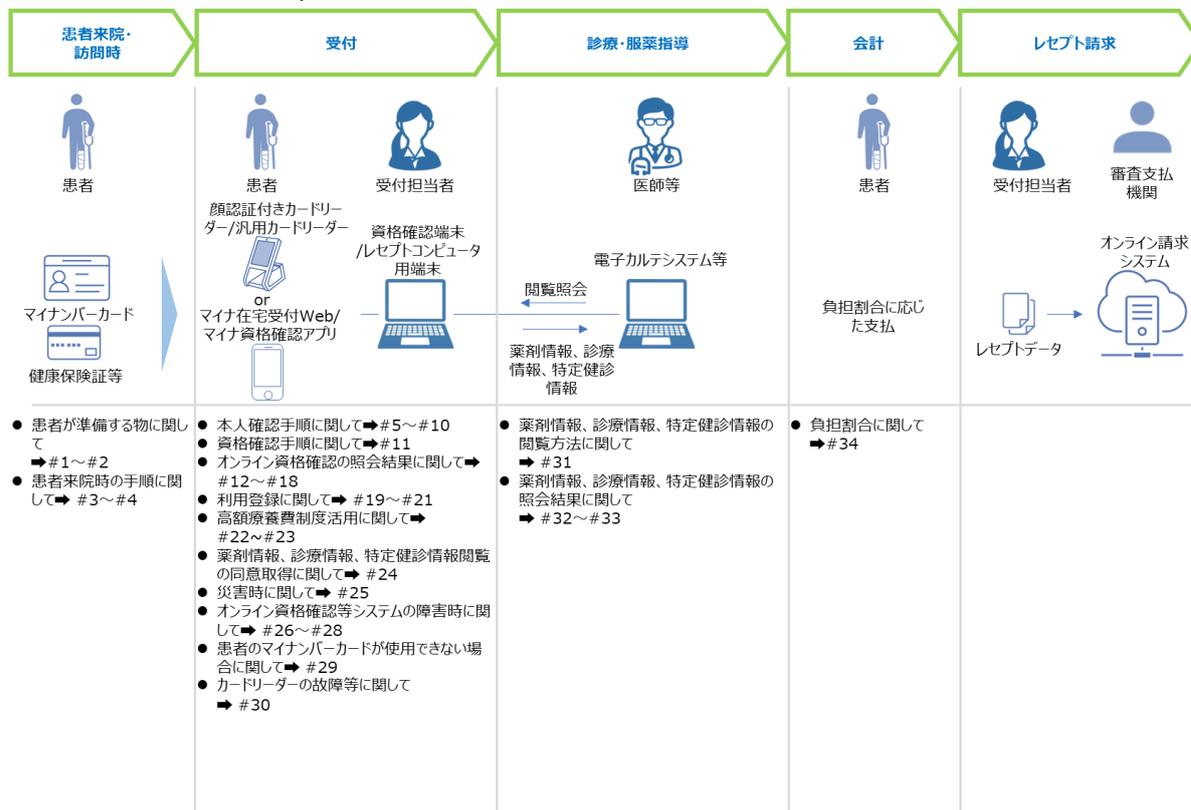
システムの操作方法が分からない場合には、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」・「操作マニュアル（医療情報閲覧編）」・「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル（訪問診療等編）」・「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル（オンライン診療等編）」・「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

問題が解決しない場合には「第6章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

オンライン資格確認等システム よくある質問

質問/回答集

問題が起きたタイミングを下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。



(1) 患者来院・訪問時

#	質問	回答
	患者が準備する物に関して	
1	患者がマイナンバーカードを保有していない。	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険証・医療券を所持している場合、オンライン資格確認を行ってください。 ●健康保険証を所持していない場合、患者からは10割分を受領してください。後日、保険資格を確認後、7割分を患者に払い戻してください。ただし、2回目以降の来院時においては病院・診療所で保有している情報をもって、後日精算とはしない運用も行われていることから、病院・診療所ごとに定められた運用を行ってください。 <p>※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
2	自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類もオンライン資格確認できるか。	<p>令和6年3月から、生活保護受給者に交付される医療券等によるオンライン資格確認が可能になります。</p> <p>対応している資格証類については本マニュアル「第2章オンライン資格確認」の「資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧」をご参照ください。</p>
	患者来院時の手順に関して	
3	再来の患者に対しても都度の資格確認が必須か。	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、マイナンバーカード又は健康保険証等の提示を求め、都度のオンライン資格確認を行ってください。 ●なお、病院・診療所のレセプトコンピュータ用端末に患者の被保険者番号*が既に登録されており、予約した患者の資格情報の有効性を事前に照会したい場合に、複数の患者の被保険者番号で一括して照会することができます。

#	質問	回答
		一括照会については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「患者が来院する前の資格確認」をご参照ください。 ※医療扶助においては、公費負担者番号・受給者番号で照会します。
4	患者本人がマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすことが難しい場合、介助者や職員がかざしてもよいか。	患者本人が自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

(2) 受付

#	質問	回答
	本人確認手順に関して	
	顔認証	
5	患者が顔に大けがを負っているなど、顔認証が使えない。	暗証番号認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。
6	照合番号（B）がロックされた。	暗証番号認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 病院・診療所ではロック解除等の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で券面事項確認アプリケーションの解除手続等が必要となります。 詳しくは下記のリンクをご参照いただき、「別紙 1_医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかったマイナンバーカードに対してお対応について」を印刷し、市区町村窓口で印刷物を提示することで解除手続等がスムーズに行えることを患者にお伝えください。 「マイナンバーカードの照合番号（B）ロックとなった方への医療機関等受付窓口での対応につい

#	質問	回答
		<p>て」</p> <p>https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010902</p>
7	<p>暗証番号認証</p> <p>患者本人が暗証番号を入力できない場合、介助者や職員による入力が可能か。</p>	<p>暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。例外として、乳幼児又は成年被後見人については法定代理人が代わって暗証番号を入力することが可能です。</p> <p>マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。</p> <p>なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、顔認証または職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。</p>
8	<p>患者が暗証番号の入力を3回連続で失敗し、患者のマイナンバーカードがロックされた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 来院の場合、顔認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 ● 訪問診療等、往診においてマイナ在宅受付Webを使用する場合は、顔認証や目視による本人確認を実施できないため、マイナ資格確認アプリを用いた目視による確認に切り替えるか、健康保険証等による資格確認を行ってください。 ● オンライン診療等において、顔認証や目視による本人確認を実施できないため、健康保険証等による資格確認を行ってください。 ● 病院・診療所ではロック解除の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で手続きを行っていただくよう、患者にご案内ください。
9	<p>代理人が暗証番号を知らない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 来院で患者ご本人が同行している場合、顔認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。

#	質問	回答
		<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問診療等、往診においてマイナ在宅受付 Web を使用する場合は顔認証や目視による本人確認を実施できないため、マイナ資格確認アプリを用いた目視による確認に切り替えるか、健康保険証等による資格確認を行ってください。 ● オンライン診療等においてマイナ在宅受付 Web を使用する場合は、顔認証や目視による本人確認を実施できないため、健康保険証等による資格確認を行ってください。
10	暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがある。	<p>必要に応じて、患者に本人確認書類の提示を求めることができます。</p> <p>【本人確認書類（例）】</p> <p>個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した書類（身体障害者手帳等）など</p>
11	<p>資格確認手順に関して</p> <p>被保険者証枝番が分からない。あるいは、レセプトコンピュータが被保険者証枝番の入力に対応していない。</p>	<p>被保険者証枝番がなくても、保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日を用いた照会が可能です。患者が双子等複数の資格該当者が該当した場合は複数の照会結果が返却されます。</p>
12	<p>オンライン資格確認の照会結果に関して</p> <p>マイナンバーカードでの資格確認の結果、資格を喪失しているなど有効な資格が存在しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職等で月末に資格を喪失した患者がその翌月の初めに来院した場合などに中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに最新の資格情報が連携されていない場合があります。 ① 患者が健康保険証等を持参している場合は、健康保険証等を確認し、資格確認を行ってください。 ※ オンライン資格確認データと健康保険証等のデータが異なる場合はオンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。 ② ①による資格確認を行うことができない場合、患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、

#	質問	回答
		<p>生年月日、性別、住所)、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書(様式はこちら)を記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分(3割分等)の支払を求めてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。</p> <p>こうした場合の診療報酬等の請求は、患者からの聞き取り等により現在の資格情報を確認できた場合には当該資格に基づき、これが困難である場合であって当該医療機関等の受診歴等から過去の資格情報を特定できた場合は、当該過去の資格情報に基づき請求してください。いずれもわからない場合には、被保険者資格申立書の提出があった患者について、保険者番号や被保険者証記号・番号が不詳のままでも、請求を行っていただくことが可能です。</p> <p>●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。</p>
13	医療扶助の患者について、オンライン資格確認の結果、複数の医療券情報が表示されることはあるのか。	医療扶助の場合において、複数の医療券情報が登録されている場合、自機関にひも付く全ての医療券情報を表示します。
14	照会結果について患者から異議申立てがあった。	患者に最新の資格証類の所持の有無を確認してください。

#	質問	回答
		<p>●所持している場合、券面情報を確認した上で資格確認を実施してください。</p> <p>※オンライン資格確認データと健康保険証等のデータが異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。</p> <p>●所持していない場合、患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（3割分等）の支払を求めてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。</p> <p>●別の方と考えられる資格情報が表示されている場合は、オンライン資格確認等コールセンターへご連絡をお願いいたします。</p> <p>●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。</p>
15	照会結果の氏名（名） 照会結果のが、レセプトコンピュータに登録済み又は診療申込書に記載の患者情報と異なる。	<p>患者にどちらの氏名が正しいか確認し、レセプトコンピュータに患者情報を登録してください。また、当該事象をオンライン資格確認等コールセンターに連絡してください。</p> <p>なお、氏名（姓）は婚姻等により変更の可能性があります。また、氏名（漢字）については、医療保険者等から登録される情報に、オンライン資格確認等システムでは対応していない文字（旧</p>

#	質問	回答
		<p>字等) が含まれる場合、その文字は黒丸「●」または新字に変換して表示されます。</p> <p>※新字変換については、後期高齢者医療広域連合に加入されている患者が対象となります。</p> <p>そのため、同一人物にもかかわらず、相違点ありと表示されてしまうことがありますので、カナ氏名(名)の目視確認をお願いいたします。</p> <p>※オンライン資格確認データと健康保険証等のデータが異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。</p>
16	<p>医療扶助を利用する患者が来院した際、オンライン資格結果として「社会保険状況に不整合があります。患者に現在の加入資格を確認して下さい。」と表示された。</p>	<p>患者が属する福祉事務所又は医療保険者等に、社会保険状況の整合性を確認してください。</p>
17	<p>オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末で資格確認できるものの、表示された内容と健康保険証の券面情報に差異がある。</p>	<p>オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末に表示された内容のままのレセプト請求をしてください(例外の場合(#12、#14、#15、#18、#21)を除く)。健康保険証等の情報も活用し、各医療機関のご判断により、券面情報に基づいて資格情報を修正し、レセプト請求を行っていただいても差し支えありません。</p>
18	<p>市町村国保の被保険者が来院した際、オンライン資格確認結果として「健康保険証区分」が「被保険者資格証明書」と表示された患者から「短期健康保険証(一般)」を提示された。</p>	<p>保険者において被保険者が保険料を納付後、直ちに医療機関を利用した場合に生じます。健康保険証の発行日等を確認した上で、患者提示の健康保険証を優先して取り扱ってください。</p> <p>※オンライン資格確認データと健康保険証等のデータが異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。</p>
19	<p>利用登録に関して</p> <p>患者がマイナンバーカードの健康保険証利用の申込</p>	<p>●顔認証付きカードリーダーを用いて、健康保険証利用の申込み(利用登録)が可能です。健</p>

#	質問	回答
	み（利用登録）を行っていない。	<p>健康保険証利用の申込み（利用登録）については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の121ページをご参照ください。</p> <p>●マイナ在宅受付 Web を使用した訪問診療等、往診、オンライン診療等では同意登録を行う前に、あらかじめマイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了している必要があります。未実施の場合は同意準備画面にあるマイナポータルのリンクから登録申込が可能です。</p>
20	汎用カードリーダーで健康保険証利用の申込み（利用登録）は可能か。	汎用カードリーダーを用いた健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合」をご参照の上、顔認証付きカードリーダーを用いて実施してください。
21	「マイナンバーカードの保険証利用登録ができませんでした。」とメッセージが表示される。	<p>保険者が資格情報を登録していない、患者が保険資格を有していないなどの事由により、オンライン資格確認等システム上に資格情報が存在しないケースと推測されます。</p> <p>こうした場合の資格確認等については、#12をご参照ください。</p>
22	「マイナンバーカードの保険証利用登録を受け付けました。処理しておりますので、お時間をおいて、再度マイナンバーカードを置いてください。」と表示される。	お手数ですが、2～3分程度時間をおいてから、再度マイナンバーカードの利用登録を実施していただくようご案内ください。なお、その間に別の患者に顔認証付きカードリーダーをご利用いただいても問題ありません。
23	<p>高額療養費制度活用に関して</p> <p>健康保険証を用いて資格確認を行った際に、高額療養費制度情報閲覧の同意をどのように取得すればよいか。</p>	<p>限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び標準負担額減額認定証の情報については、窓口職員等による口頭での同意確認で取得可能です。</p> <p>なお、特定疾病療養受療証の情報については、要配慮個人情報に該当することから、厳格な本人確認と同意確認を要するとし、従来の健康保険証では取得不可としています。マイナンバーカー</p>

#	質問	回答
		ドによりオンライン資格確認を実施した場合にのみ取得可能です。
24	「高齢受給者証負担割合」と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じている。	世帯の構成に変更が生じた場合などにより齟齬が生じている可能性があるため、保険者に確認してください。
25	薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧の同意取得に関して	
	健康保険証を用いて資格確認を行った際に、薬剤情報、診療情報、特定健診情報の同意を取得し閲覧したい。	薬剤情報、診療情報、特定健診情報は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合に閲覧できます。 これらの情報の閲覧に係る同意取得については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「A. 患者がマイナンバーカードを持参した場合（3）同意の確認」をご参照ください。
26	災害時に関して	
	大規模災害発生時には、薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。	患者から口頭で同意を取得できます。患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、同意の取得は不要です。また、資格確認端末のセットアップ時に医療情報閲覧用のショートカットを置いていなかった場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションによって薬剤情報、診療情報、特定健診情報の提供を求めることができます。 詳細は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご参照ください。
27	オンライン資格確認等システムの障害時に関して	
	医療機関のシステム障害等に伴い資格確認ができない。 <事例> <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 施設の通信障害 <input type="checkbox"/> 広範囲のネットワーク障害	●通信障害等により、その場でオンライン資格確認ができない場合、 ①患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合や、患者が健康保険証等を持参している場合は、当該マイナポールの画面や、健康保険証等を確認し、資格確認を行ってください。 ②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、

#	質問	回答
		<p>生年月日、性別、住所)、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書(様式はこちら)を記入いただいでください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>※オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」(資格情報照会(システム障害時))を立ち上げ、患者の氏名、生年月日、性別、住所又は保険者名で照会することにより、停電の復旧等によりオンライン資格確認等システムにアクセス可能になった後、資格確認を行うこともできます。</p> <p>※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。</p> <p>●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。</p>
28	<p>システム障害等に伴いマイナ在宅受付 Web やマイナ資格確認アプリで資格確認ができない。</p> <p><input type="checkbox"/> 病院・診療所から持参したモバイル端末等の故障・ネットワーク障害</p> <p><input type="checkbox"/> マイナ在宅受付 Web のシステム障害・エラー</p> <p><input type="checkbox"/> マイナ資格確認アプリのシステム障害・エラー</p>	<p>●病院・診療所から持参したモバイル端末等の故障、ネットワーク障害が発生した場合、患者のモバイル端末等によりマイナ在宅受付 Web にアクセスしてもらい、資格確認を行うことが可能です。</p> <p>●マイナ在宅受付 Web やマイナ資格確認アプリのシステム障害、エラーにより、オンライン資格確認ができない場合、患者が自身のモバイル端末等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面、患者が健康保険証等を持参している場合は、健康保険証等を確認し、資格確認を行ってください。</p>

#	質問	回答
		<p>※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。</p>
29	<p>「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））を立ち上げたい場合、どうすれば良いか。</p>	<p>①コールセンターにご連絡いただき、医療機関コード、医療機関・薬局名、担当者名をお伝えいただき、「緊急時医療情報・資格確認機能」利用希望の旨、お伝えください。</p> <p>②電話確認、利用報告書送付依頼を行いますので、コールセンターから保険医療機関届に記載されている電話番号の担当者へお電話いたします。また、利用報告書をメールにて送付いたします。</p> <p>③医療保険情報提供等実施機関にて「緊急時医療情報・資格確認機能」利用設定を行い、担当者から医療機関・薬局へ電話で連絡いたします。</p> <p>④後日、「緊急時医療情報・資格確認機能」に関する利用報告書をコールセンターから届いたメールアドレスに提出してください。その際、タイトルを「システム障害時機能の利用報告」としてください。</p> <p>（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時医療情報・資格確認機能」開放まで（1～3）およそ30分程度かかります。 ・医療機関・薬局のシステム障害等に伴う「緊急時医療情報・資格確認機能」開放利用に係る問い合わせ先は以下になります。 <p>オンライン資格確認等コールセンター： 0800-080-4583（通話無料） 月曜日～金曜日 9：00～17：00 （いずれも祝日を除く）</p>
30	<p>患者のマイナンバーカードが使用できない場合に関して</p> <p>マイナンバーカードが読み取れないため、資格確認ができない。</p>	<p>マイナンバーカードが読み取れないことで、その場で資格確認ができない場合、</p> <p>①患者が健康保険証等を持参している場合は、</p>

#	質問	回答
	<p><事例></p> <p><input type="checkbox"/> ICチップ破損</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書の有効期限切れ</p>	<p>健康保険証等を確認し、資格確認を行ってください。</p> <p>※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。</p> <p>②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただいでください。</p> <p>なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p>
31	<p>カードリーダーの故障等に関して</p> <p>顔認証付きカードリーダーが作動せず、マイナンバーカードの読み取りができない。</p>	<p>●顔認証付きカードリーダーが正しく接続されているか、設置場所が適切か等を確認ください（「トラブルシューティング編」も併せてご確認ください。）。</p> <p>●機器が故障している場合、ご使用の顔認証付きカードリーダーベンダへご連絡ください。</p> <p>顔認証付きカードリーダーの故障等により、その場でオンライン資格確認ができない場合、</p> <p>①患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合や、患者が健康保険証等を持参している場合は、当該マイナポールの画面や、健康保険証等を確認し、資格確認を行ってください。</p> <p>②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申</p>

#	質問	回答
		<p>立書（様式はこちら）を記入いただいでください。</p> <p>なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>※オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））を立ち上げ、患者の氏名、生年月日、性別、住所又は保険者名で照会することにより、停電の復旧等によりオンライン資格確認等システムにアクセス可能になった後、資格確認を行うこともできます。</p> <p>※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。</p> <p>●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。</p>

（3）診療・服薬指導

#	質問	回答
32	<p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧方法に関して</p> <p>薬剤情報（処方・調剤情報含む）、診療情報、特定健診情報閲覧の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。</p>	<p>特定健診情報の保険者による登録は、健診受診年度の翌年 11 月 1 日までに全保険者が完了する予定ですが、登録時期は保険者ごとに異なるため、患者によっては表示されない場合があります。</p> <p>また、使用しているアカウントをご確認ください。薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧を許可された医師等のアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。</p> <p>詳細は「操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。</p>

#	質問	回答
33	<p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報の照会結果に関して</p> <p>令和2年度分など過去の薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧は可能か。</p>	<p>薬剤情報は、令和3年9月分以降のレセプトに登録された情報を閲覧できます。</p> <p>診療情報は、病院・診療所から令和4年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為（令和3年9月以降に行われた診療行為に限る。）を閲覧できます。</p> <p>特定健診情報は令和2年度分以降に医療保険者等から提供・登録された情報を閲覧できます。</p> <p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧については本マニュアル「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧」の手順「（2）薬剤情報等、特定健診情報閲覧」をご参照ください。</p>
34	<p>表示された特定健診情報が誤っている。</p>	<p>診療/服薬指導の中で患者が修正を希望する場合は、現保険者等へ問い合わせを行うよう促してください。</p>

(4) 会計

#	質問	回答
35	<p>負担割合に関して</p> <p>患者の資格確認ができない場合の負担割合はどうすればよいか。</p>	<p>①患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合や、患者が健康保険証等を持参している場合は、当該マイナポータルの画面や、健康保険証等を確認し、資格確認を行い、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求めてください。</p> <p>②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（3割分等）の支払を求めてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>※資格確認書が発行された場合は資格確認書を、又はマイナンバーカードと資格情報のお知らせを合わせて提示することで、資格確認を行うことも可能です。こうした場合の診療報酬等の請求は、患者からの聞き取り等により現在の資格情報を確認できた場合には当該資格に基づき、これが困難である場合であって当該医療機関等の受診歴等から過去の資格情報を特定できた場合は、当該過去の資格情報に基づき請求してください。いずれもわからない場合には、被保険者資格申立書の提出があった患者について、保険者番号や被保険者証記号・番号が不詳のままでも、請求を行っていただくことが可能です。この場合、患者が加入している保険者を最終的に特定できなかった場合においても、医療機関等において医療費をご負担いただくことはありません。</p>

電子処方箋管理サービス よくある質問

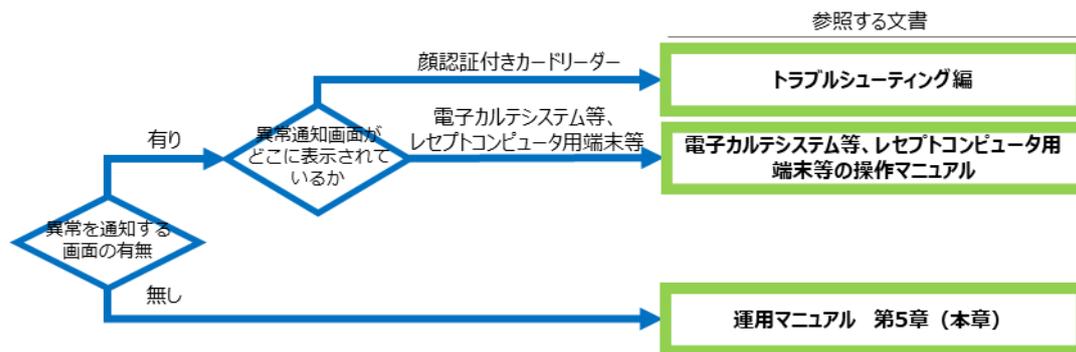
参照する文書について

運用マニュアル「第3章 処方箋の発行・調剤結果の取得（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」、「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧」では、業務の流れや業務上の注意事項を示しています。システムや端末等の操作で不明点がある場合、注意事項を確認したい場合は、以下の文書をご確認ください。また、異常は発生していないものの、表示された画面の意味を知りたい場合や仕様（電子処方箋管理サービスでできること）について確認したい場合も、運用マニュアル「第3章 処方箋の発行・調剤結果の取得（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」、「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧」や、以下の文書をご確認ください。

システムや端末等の操作で不明点がある場合に参照する文書

不明点のあるシステム/端末	参照する文書
電子カルテシステム等	電子カルテシステム等操作マニュアル ※病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダ（病院・診療所システムの導入作業を行ったベンダ）が提供
レセプトコンピュータ用端末等	レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル ※病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダ（病院・診療所システムの導入作業を行ったベンダ）が提供
オンライン資格確認等システム （Web アプリケーションによる 薬剤情報等の閲覧）	操作マニュアル（管理者編）、 操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）、 操作マニュアル（医療情報閲覧編）、 操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編） ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載
顔認証付きカードリーダー	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル ※利用している顔認証付きカードリーダーを製造しているベンダが提供
マイナ在宅受付 Web	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載
マイナ資格確認アプリ	マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方 ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載

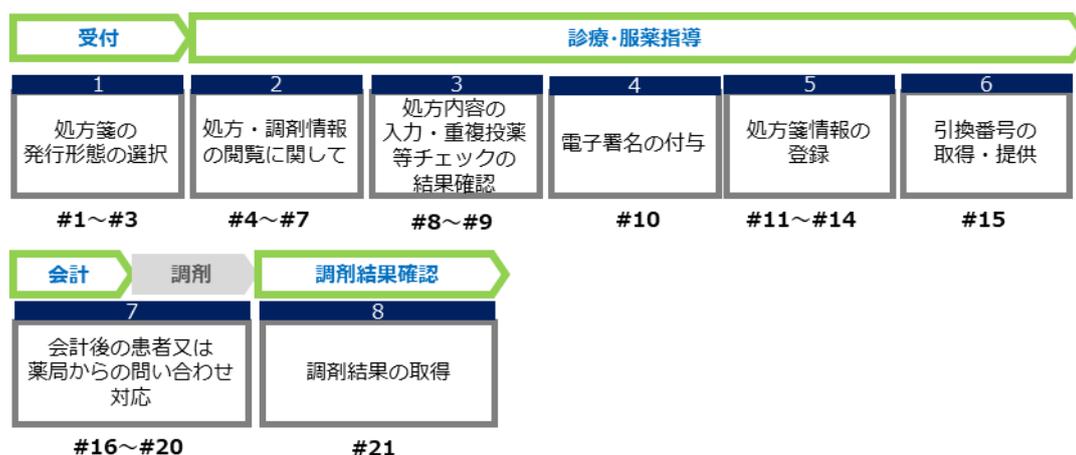
問題が発生している場合は、以下をご確認ください。



問題が解決しない場合には「第6章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

質問/回答集

問題が起きたタイミングを下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。



#	質問	回答
1	処方箋の発行形態の選択 顔認証付きカードリーダーの故障等により、 患者が処方箋の発行形態を選択できない。	健康保険証による受付時と同様、患者から口頭や問診票等で処方箋の発行形態を確認し、レセプトコンピュータ用端末へ登録してください。 ※ 病院・診療所の運用に応じて、レセプトコンピュータ用端末へ登録せず、既存の帳票等で医師等へ伝達し、医師等が電子カルテシステム等に入力する方法でも問題ありません。
2	電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害	従来どおり紙処方箋を発行してください。この場合、電子処方箋管理サービスには、処方箋情報を登録

#	質問	回答
	等で、処方箋の発行形態の登録ができない。	しないようにしてください。
3	患者が、受付時に選択した処方箋の発行形態に関して、変更を申し出た。	電子カルテシステム等にて、処方箋の発行形態の変更を行ってください。
4	処方・調剤情報の閲覧に関して	
4	健康保険証/処方箋を用いて資格確認を行った際に、処方・調剤情報の同意を取得し閲覧したい。	健康保険証/処方箋で資格確認を行った場合は、同意取得ができないため、処方・調剤情報の閲覧はできません。 処方・調剤情報は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合に閲覧できます。 ※ 処方・調剤情報の同意取得については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合 (3) 同意の確認」をご参照ください。
5	処方・調剤情報の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。	使用しているアカウントをご確認ください。処方・調剤情報の閲覧を許可された医師等のアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。
6	令和4年度分など過去の処方・調剤情報の閲覧は可能か。	処方・調剤情報は、令和5年1月の電子処方箋管理サービス稼働後の情報を閲覧できます。なお、患者が電子処方箋を利用したことがある場合に限られます。
7	大規模災害発生時には、処方・調剤情報閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。	大規模災害発生時には、マイナンバーカードを使用せずに、患者から口頭で同意を取得できます。ただし、患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、同意の取得は不要です。 このような場合における処方・調剤情報の閲覧については、「災害時医療情報閲覧」機能を使用してください。 ※ 通常時の処方・調剤情報の閲覧において、電子カルテシステム等を使用しており、資格確認端末又は閲覧用端末に医療情報閲覧用のショートカットがない場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションから「災害時医療情報閲覧」機能の利用が可能です。 ※ 詳細は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご参照ください。

#	質問	回答
8	<p>処方内容の入力・重複投薬等チェックの結果確認</p> <p>電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、重複投薬等チェックの結果を取得できない。</p>	<p>短時間で復旧しなかった場合、後続の処方箋情報の登録は行わず、従来どおり紙の処方箋を発行してください。</p>
9	<p>「医保もしくは公費の資格情報が誤って記録されています。」と表示され、重複投薬等チェックの結果を取得できない。</p>	<p>医療保険の資格情報と公費の資格情報が同一人物であることをオンライン資格確認等システムにて確認してください。</p> <p>電子カルテシステム等に登録された資格情報が誤っていた場合</p> <p>オンライン資格確認結果に基づき電子カルテシステム等の資格情報を修正の上、再度重複投薬等チェックを実施してください。</p> <p>患者とは別人の資格情報が返却された・資格情報が登録されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 紙の医療券を持っている場合 医療券に基づいて紙の処方箋を発行してください。 ➤ 紙の医療券を持っていない場合 現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
10	<p>電子署名の付与</p> <p>IC カードリーダーの故障等により、医師資格証が読み込めず、電子処方箋に対し電子署名を付与できない。</p>	<p>電子処方箋を発行する場合、電子署名の付与は必須です。そのため、以下のどちらかの対応を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電子署名ができる状態になった際に電子署名を行いシステムへ送信する。 ● 処方箋情報の登録は行わず、従来どおり紙の処方箋発行に切り替える。 <p>※ 紙の処方箋を原本として発行し、電子処方箋管理サービスには処方箋情報のみを登録する場合は、電子署名は不要です。</p>

#	質問	回答
11	<p data-bbox="252 215 512 248"><u>処方箋情報の登録</u></p> <p data-bbox="292 271 360 304"><u>登録</u></p> <p data-bbox="292 322 740 461">処方箋情報を登録したが、処方箋 ID、引換番号等を取得できず、正常に登録が完了しない。</p>	<p data-bbox="767 271 1430 409"><u>電子処方箋管理サービスに処方箋登録を行ったが、システムエラー等により処方箋 ID を含む処方箋登録結果を受信できない場合</u></p> <p data-bbox="767 427 1430 618">電子処方箋管理サービスに処方箋登録を行ったが、システムエラー等により処方箋 ID^{※1}を含む処方箋登録結果を受信できない場合には、もう一度、同じ内容の処方箋情報を登録しなおしてください。</p> <p data-bbox="767 636 1430 775">処方箋登録結果の受信（引換番号が確認できる状態）ができましたら電子処方箋管理サービスへの処方箋情報は正常に登録されています。</p> <p data-bbox="767 792 1430 931">しかしながら、上記のリカバリ処理の結果、電子処方箋管理サービス上に同じ処方箋情報が2件登録している可能性があります。</p> <p data-bbox="767 949 1430 1142">電子処方箋管理サービスに登録されている処方箋情報及びその引換番号を確認する機能^{※2}を用いて、電子処方箋管理サービスに登録されている処方箋情報を確認してください。</p> <p data-bbox="767 1160 1430 1254">手元で確認できる引換番号ではない方の処方箋情報は不正データとなりますので削除してください。</p> <p data-bbox="767 1272 1430 1352">※1 電子処方箋管理サービス上で処方箋を一意に特定するための ID</p> <p data-bbox="767 1370 1430 1563">※2 電子処方箋管理サービスに登録されている処方箋情報及びその引換番号を確認する機能は現在与えられている外部 IF 仕様で実現可能</p> <p data-bbox="767 1639 1070 1673"><u>上記に該当しない場合</u></p> <p data-bbox="767 1691 1430 1830">従来どおり紙の処方箋を発行し、患者に対しては、同じ内容の電子処方箋の調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。</p> <p data-bbox="767 1848 1430 2013">※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。</p>

#	質問	回答
12	<p>取消 電子処方箋管理サービスの障害 又は電子カルテシステム等の障害 等に伴い、処方箋の取消ができない。</p>	<p>取消の上、別の処方箋情報を登録しようとしていた場合 短時間で復旧しない場合、従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後に電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。患者に対しては、電子処方箋に基づいた調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。</p> <p>※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。</p> <p>取消のみ行い、患者に対し処方箋を発行しない場合 復旧後、電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。</p>
13	<p>処方箋の変更 電子処方箋管理サービスの障害 又は電子カルテシステム等の障害 等に伴い、処方箋情報の変更ができない。</p>	<p>短時間で復旧しない場合、正しい処方内容で、従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後に電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。患者に対しては、電子処方箋に基づいた調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。</p> <p>※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。</p>
14	<p>医療保険と公費負担医療を併用した診療を行った場合、対象の処方箋情報を電子処方箋管理サービスに登録することは可能か。</p>	<p>医療保険と公費負担医療を併用した診療の場合でも処方箋情報を電子処方箋管理サービスに登録することができます。</p> <p>ただし、一部登録できない医療保険がございますので本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「電子処方箋の対象医療保険者等」を参照してください。</p>
15	<p>引換番号の取得・提供 電子処方箋管理サービスの障害 又は電子カルテシステム等の障害</p>	<p>従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後、電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情</p>

#	質問	回答
	等に伴い、 処方内容（控え）を取得・印刷することができない。	<p>報の取消を行ってください。患者に対しては、同じ内容の電子処方箋の調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。</p> <p>※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。</p>
会計後の患者又は薬局からの問合せ対応		
16	電子処方箋を発行した患者から、処方内容（控え）を紛失し、 引換番号が分からなくなった と連絡があった。	<p>マイナンバーカードにより薬局で資格確認をすれば、引換番号がなくても電子処方箋の提出が可能である旨をご案内ください。</p> <p>マイナンバーカードをお持ちでない患者等については、病院・診療所ごとに定められた運用に沿って本人確認を行った後、引換番号を伝達してください。</p>
17	電子処方箋を発行した患者から、処方内容（控え）を紛失し、 処方内容（控え）を再度発行してもらえないか 連絡があった。	<p>処方内容（控え）の再発行の目的を患者にご確認ください。</p> <p><u>引換番号が分からなくなったために再発行を希望している場合</u></p> <p>#16 に記載の対応を行ってください。</p> <p><u>処方内容（控え）そのものの再発行を希望している場合</u></p> <p>病院・診療所ごとに定められた運用に沿って本人確認を行った後、再発行した処方内容（控え）を提供してください。なお、処方内容（控え）は、処方箋登録から 24 時間以内であれば再取得可能です。</p>
18	電子処方箋を発行したにもかかわらず、患者から従来どおり 電子処方箋非対応の紙の処方箋の発行依頼 があった。	<p>以下の可能性が考えられますので、紙の処方箋を発行する目的を確認の上、ご対応をお願いします。従来どおり紙の処方箋を発行する場合は、発行済みの電子処方箋の取消を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者が電子処方箋非対応の薬局に来局し、薬局から従来どおり紙の処方箋を発行するよう依頼された場合 ● 薬局側で電子処方箋を受け付ける際に障害が発生し、患者の電子処方箋を取得できなかった場合

#	質問	回答
19	電子処方箋を発行したにもかかわらず、 薬局から処方内容の照会及び紙の処方箋の郵送を求められた。	<p>以下の可能性が考えられますので、薬局に目的を確認の上、ご対応をお願いします。従来どおり紙の処方箋を発行する場合は、発行済みの電子処方箋の処方箋情報の取消を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 薬局側で電子処方箋を受け付ける際に障害が発生し、電子処方箋を取得できなかった場合
20	薬局から処方箋の状況確認を依頼されたが何をすればよいのか。	<p>処方箋状況及び調剤結果リスト取得機能を用いて該当の処方箋の状況を確認してください。</p> <p><薬局にて調剤中である旨のメッセージが表示された場合></p> <p>表示された薬局が別の薬局の場合、当該薬局への連絡を病院・診療所又は依頼した薬局が行い、調剤を行っていない旨を確認した上で受付の取消処理を依頼してください。</p> <p><当該処方箋は処方箋取消されている旨のメッセージが表示された場合></p> <p>誤って処方箋の取消処理を行っていた場合、取消処理によって削除した処方箋の復元機能（UNDO機能）を使用して処方箋を復元してください。</p>
21	<p>調剤結果の取得</p> <p>過去に発行した処方箋に対する調剤結果を取得できない。</p>	<p>薬局で登録されてから 100 日を経過した調剤結果については取得対象外です。</p> <p>調剤結果の取得が可能な期間の場合は、時間をおいて取得を再度行ってください。</p>

その他 よくある質問

#	質問	回答
1	<p>セキュリティインシデントの発生が疑われる場合</p> <p>自医療機関にて医療情報の漏えい等のセキュリティインシデント発生の疑いがあるが、どのように対応すればよいか。</p>	<p>各病院・診療所に対するサイバー攻撃等によって医療情報システムに障害が発生し、医療情報の漏えい等のセキュリティインシデントが疑われる場合は、以下の連絡先に速やかに報告してください。</p> <p><u>医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室</u> 電話番号：03-6812-7837 メールアドレス：igishitsu@mhlw.go.jp</p> <p>また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、併せて必要な所管官庁への連絡等を行ってください。</p> <p>本人同意を得て閲覧した医療情報や処方箋情報を電子カルテシステム等に保存することはできますが、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、適切な情報管理を行っていただくことが必要です。その上で、オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスの利用にあたって、病院・診療所が保有するシステムにおいて医療情報等（本人同意を経て閲覧した医療情報や処方箋情報など）を保存・管理している間に発生したセキュリティインシデントについては、病院・診療所の責任範囲となります。</p> <p>また、病院・診療所からオンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスにデータを送信して到達するまでの間に生じたセキュリティインシデントについても、電気通信事業者等が病院・診療所との契約に基づき責任を負う通信経路で生じた場合等は、病院・診療所の責任範囲となる場合があります。</p> <p>なお、電子処方箋管理サービスを維持・運営する実施機関と、サービス利用者となる病院・診療所の責任分界については、「電子処方箋管理サービス利用規約」において詳細に定められておりますので、ご参照ください。</p>

第6章 お問い合わせ

オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報閲覧、電子処方箋管理サービスに係る不明点について、「第5章 困った時には」を読んでも解決しない場合、病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダへお問い合わせいただくか、又は医療機関等向け総合ポータルサイト[※]をご活用ください。

不明点の解消に向けては、以下の4つの解決方法（FAQ・チャットボット・問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

※医療機関等向け総合ポータルサイト

URL:https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

二次元コード



① FAQ

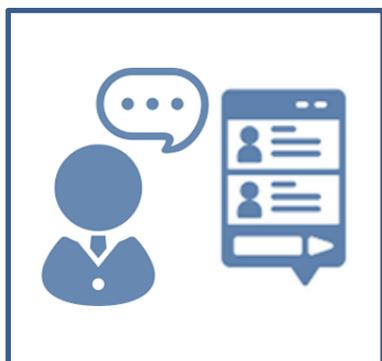


24 時間対応

【概要】FAQ は、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報閲覧、電子処方箋管理サービスに関する、よくある質問とその対応方法を記載しています。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトから FAQ のページへアクセスしてください。カテゴリごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。

② チャットボット

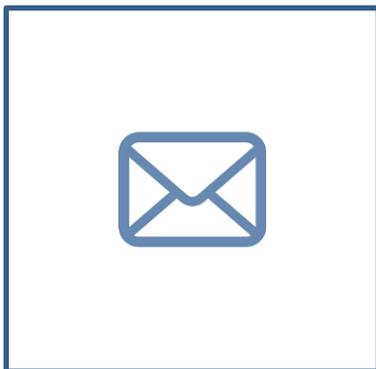


24 時間対応

【概要】チャットボット シカク君は、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報閲覧、電子処方箋管理サービスについて24時間365日相談できる問い合わせ窓口です。自動応答により、知りたい情報を即時に取得することができます。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトを開くと、画面右下に表示されます。シカク君の案内に従って情報を選択することで、知りたい情報が表示されます。

③ お問い合わせフォーム



【概要】お問い合わせフォームは、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報閲覧、電子処方箋管理サービスについて担当者へメールで相談できるお問い合わせ窓口です。24 時間 365 日お問い合わせ可能ですが、担当者の回答に日数を要する場合があります。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトからお問い合わせフォームのページにアクセスしてください。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者が回答いたします。

④ 電話



【概要】オンライン資格確認等コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。コールセンターの混雑時や営業時間外はチャットボットやお問い合わせフォームをご活用ください。

【お問い合わせ先】

電話番号：0800-080-4583（通話無料）

営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日は除く。）

モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト

- モバイル端末等を用いてオンライン資格確認のサービスを利用する場合、そのモバイル端末等は、施設等が業務用のみに用いる端末であることが望ましいです。
- 施設においては、以下のチェックリストを活用しながら、モバイル端末等を安全に管理するようお願いいたします。
- なお、職員個人の所有する又は個人の管理下にある端末の業務利用（Bring Your Own Device; BYOD）も想定されます。BYOD を実施する場合も、以下のチェックリストを活用して、施設が管理する情報機器等と同等の対策を講じるようお願いいたします。

チェック実施日： _____年__月__日

担当者： _____

チェック欄	対策内容
端末上の対策	
<input type="checkbox"/>	OS やソフトウェアは、自動アップデート機能等により常に最新の状態に保ちましょう。また、提供元が確認できないソフトウェアをインストールしないようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトウェアを導入して定期的なウイルススキャンを行い、悪意のあるソフトウェアを検出・除去するようにしましょう。また、ウイルス対策ソフトウェアを常に最新版に更新しましょう。
<input type="checkbox"/>	端末に対して、推定されにくいパスワードやロック等を設定した上で、定期的に変更等するなどの対策を行いましょう。
管理上の対策	
<input type="checkbox"/>	資格確認業務に用いる情報機器等について台帳で管理を行い、端末が、施設により許可された職員に使用され、上記の「端末上の対策」が講じられていることを定期的を確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	個人情報等の漏洩を防ぐため、端末等の安全管理について、職員に対して周知・教育訓練等を定期的の実施しましょう。

参考：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版（令和 5 年 5 月）」